

みんなで創る ふるさと わづか未来プラン

和束町第4次総合計画



平成23年3月
和束町

目 次

基本構想	1
第1章 はじめに	2
1 総合計画の趣旨と位置づけ	3
2 和束町を取り巻く動向	5
第2章 まちづくりの基本方針	9
第3章 10年後のめざすまちの姿	10
1 将来像	10
2 将来人口	11
3 将来の地域構造	13
4 施策の基本方針	15
基本計画	17
第1章 和束を担う次世代の人づくり協働プログラム	18
第1節 子育て支援	19
第2節 学校教育	22
第3節 社会教育・スポーツ	25
第4節 交流	28
第5節 歴史文化	30
数値目標	31
第2章 住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム	32
第1節 人権尊重	33
第2節 保健・医療	35
第3節 高齢者・障がい者支援	37
第4節 地域福祉	40
第5節 地域安全	42
数値目標	43
第3章 安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラム	44
第1節 情報	45
第2節 道路	47
第3節 公共交通	49
第4節 住宅	51
第5節 公園・緑地	53
数値目標	54

第4章 自然を守りともに暮らす協働プログラム	55
第1節 防災	56
第2節 河川環境	58
第3節 上下水道	60
第4節 森林保全	62
第5節 治山・治水	64
第6節 環境・資源循環・エネルギー	65
数値目標	68

第5章 和束のブランドを高める協働プログラム	69
第1節 農林業	70
第2節 商工業	74
第3節 交流産業	76
第4節 新たな産業の創出	79
数値目標	80

第6章 住民・事業者・行政が共に進める協働プログラム	81
第1節 住民参画のまちづくり	82
第2節 情報公開	84
第3節 行財政・地域経営	85
第4節 広域行政	87
数値目標	88

資 料	89
------------------	----

1	和束町総合計画審議会設置条例	90
2	和束町第4次総合計画審議会委員	92
3	和束町第4次総合計画諮問書・答申書	93
4	策定経緯	95
5	用語説明集	98

基本構想

第 1 章

はじめに

1

ずっと暮らしたい

2

活力と交流の茶源郷

3

和束をめざして



4

今日、全国各地において、活力と魅力の感じるふるさとづくりが強く求められている中、和束町ではこれまで平成13年に策定した“人が輝き美緑あふれる郷 和束”の実現をめざした「第3次総合計画」に基づき、種々まちづくりをすすめてきました。しかしこの間、時代や社会情勢は急速に進み、地方行政を取巻く環境も大きく変化するなど、各自治体にとって行政改革は最早避けられず、小規模自治体にとってはさらに厳しい状況にありました。特に自主財源の乏しい本町では財政再建計画の策定も併せたまちづくりをも余儀なくされたところでもあります。これら背景に市町村合併は全国的に進められましたが、本町では、教育委員会をはじめ各分野で広域行政を推進する方向で、隣接する笠置町、南山城村と広域連合を設立、本年で早や三年目を迎えたところでもあります。

しかしながら、少子高齢化の流れは変わらず、更に過疎化が進むなど、山間地域における小規模自治体にとっては、今尚、厳しい状況にあります。こうしたときこそ、これからのまちづくりは住民の皆様と協働した取組みが強く求められており、そのためにも、本町のような恵まれた自然や文化、さらには基幹産業等の地域力を生じた新たな計画の策定が必要となっていました。

今回策定しました「和束町第4次総合計画」では、住民の皆様と行政が共に取組める6つの協働プログラムをお示しするとともに「基本計画」においてはプログラム毎に、施策の方針や協働指針を定め、10年後の和束町の将来像を「ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷 和束」としました。

これからも、本計画をもとに恵まれた豊かな自然と景観を未来にわたって守り、お互い住民が安心・安全で幸せなふるさと茶源郷和束をめざして住民の皆様と協働した取組みを進めてまいりたいと思います。どうか一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました総合計画審議会皆様をはじめ、関係各位に感謝を申しあげ、ごあいさついたします。

平成23年3月

和束町長

堀

忠 雄

1 総合計画の趣旨と位置づけ

(1) 計画の趣旨

和束町はこれまで、まちづくりの指針となる「和束町第3次総合計画」(平成13年度～平成22年度)に基づいて「人が輝き美緑(みりょく)あふれる郷 和束」を将来像としたまちづくりを進めてきました。

この計画期間において、和束町では少子高齢化と人口の減少が進みました。また、平成の大合併という大きな変動がありましたが、和束町は合併することなく、まちづくりを進めてきました。その後、国の三位一体改革による地方交付税の削減が行われ、町の財政が厳しい状況となりましたが、住民の皆様のご協力を得て徹底した行財政改革を進めたことで、厳しい状況を乗り切ってきました。このように「第3次総合計画」がスタートした時点に比べても町をめぐる状況は厳しさを増していますが、地方の自立が強く求められている今日、住民と行政が共に進めるまちづくりの指針が必要となっています。

こうした中、「第3次総合計画」の期間が終了することに伴い、和束町がめざす10年後の将来像を示すとともに、それを実現するための住民と行政の取組の基本的指針として、「和束町第4次総合計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけと名称

「和束町第4次総合計画」は、和束町が進める施策及び個別計画等の上位計画に位置する計画で、各施策の根拠となる財政運営、及びそれらの評価や進行管理の根拠ともなる最も基本的な計画としての役割を担います。また、まちづくりを担う住民の行動の基本的指針とも位置づけます。相楽東部広域連合が所管する施策については、連合の方針の反映に十分努めた上で、基本計画において町及び連合の役割を記します。

住民と行政が協働によって進めるまちづくりのビジョンであり、基本的指針である本計画の名称を「みんなで創る ふるさと わづか未来プラン 和束町第4次総合計画」とします。

(3) 計画の構成と計画期間

「和束町第4次総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」で構成します。また、それぞれの計画期間は次の通りです。

● 基本構想

(平成23年度～平成32年度)

基本構想は、和束町がめざす将来像と、その実現に向けた施策の基本方針などを明らかにするものです。

● 基本計画

(前期基本計画 平成23年度～平成27年度)

(後期基本計画 平成28年度～平成32年度)

基本計画は、基本構想の施策の基本方針を踏まえた具体的施策を定めるものです。

	平成23年度 (2011)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成32年度 (2020)
基本構想	→			
基本計画	→		→	

2 和束町を取り巻く動向

(1) 社会情勢

① 人口減少と少子高齢化

わが国は人口減少時代に突入し、今後は人口の減少に伴って国内の社会投資や消費が縮小し、国や地方自治体の財政の縮減が予想されます。また急速に進む少子高齢化の中、社会全体の活力を維持することが課題となっています。

地方においても地域の活力を取り戻すために、財源の確保や独自の活性化策が求められています。

② 安心して生涯を送ることができる社会づくり

高度経済成長はわが国を経済大国へと発展させ、国民の生活は豊かになりましたが、一方でここらの豊かさや人々の絆が失われつつあります。また、少子高齢化と核家族化、都市部への労働力集中などの影響で、ひとり暮らし高齢者などが増えています。

今後は人生80年の長寿社会において、ここらの豊かさやゆとりを大切に、家族、地域、社会における人と人の絆を結び直し、思いやりのある安全・安心の地域づくり、子どもから高齢者までが安心して生涯を送ることができる社会づくりを進めていく必要があります。

③ 農山村の役割の見直し

社会の価値観が大きく変化する中、従来の都市的な合理性や経済性優先の価値観ではなく、豊かな精神性や自然との共存、地域での人間関係の大切さを尊重する価値観が見直されています。こうした時代の要請に応えるのは、豊かな自然や農林業の生産基盤を持ち、地域のコミュニティを保持する農山村であるといえます。今後は豊かな国づくりに農山村が寄与するための社会のしくみや各地域の積極的かつ自主的な取組が求められています。

④ 長寿社会の到来と余暇時間の増大

現在、わが国は世界最高水準の長寿国家となっています。定年後のおよそ20年間もの長い期間を豊かなものとするためには、個々の生きがいと健康の維持・増進を支援し、寝たきりなどへの不安にも対応した社会づくりが課題となっています。また、生涯を通じて知識や経験を活かして活躍できる受け皿づくりも新たな課題で、団塊の世代が定年を迎えた今日、これらの世代を地域の経済やまちづくりに活かす取組は重要といえます。さらに、定年以降の年代層の余暇消費に対応した多様な観光振興策が各地で進められています。

⑤ グローバリゼーションの進行

世界中でグローバリゼーション（人材、物資、情報の国際化）が加速化しています。

現在、わが国を含むあらゆる国々の経済は、世界経済の動向に大きく影響されています。こうした中、地方公共団体においても高度情報通信技術の進歩などを活用しながら住民サービスを向上させ、一方では国際社会の中においても地域の独自性をもって、柔軟に対応していく姿勢が求められています。

⑥ 変化する経済情勢と新たな産業の創出

わが国の経済は長い不況から脱することができず、今日に至っており、日本経済の力強い成長を促す戦略が官民を超えて問われています。こうした中、地域経済の低迷は著しく、とりわけ農林業は従事者の高齢化が進み、産業として低迷を続けています。

地方にあっては特に第一次産業は経済的影響に留まらず、山林や農地、集落維持の問題にもつながります。このため、今後は住民・企業・行政が協働して時代の変化に立ち向かい、新たな産業創出やいわゆる「第六次産業」を推進するなどの自立した地域づくりが求められています。

⑦ 自然との共生や環境問題の解決への取り組み

大量消費型文化・経済の進行に、世界的な人口の増加と振興国などの経済成長が重なり、天然資源の不足が懸念され始めています。また、こうした大量消費型の文化・経済が進んだ結果、地球の温暖化など、世界の環境問題はますます深刻化しており、わが国においても身近な生態系の変化や山林の荒廃、河川の汚染など様々な問題となって現れています。

一方、国民の環境保全や地球温暖化に対する意識は確実に高まっており、「環境にやさしい」暮らしの実現が志向されています。今後は豊かな自然を有する農山村が率先して環境問題に取り組むことが重要といえます。

⑧ 地方分権と行財政改革

近年、地方分権が進められ、市町村が自主性をもって自らの判断と責任によって地域の実情に合った行政を行うことが求められてきました。

現在、地方自治体においては、行財政の効率化と権限の拡大・行政能力の向上などが図られていますが、諸課題の解決にあたっては、人材・組織面、財政面において行政だけでは限界があり、今後は住民・企業・行政が協働でまちづくりに取り組むしくみづくりが必要です。

また、国、地方ともに、費用対効果が高く効果的・効率的で透明性の高い行財政をめざし、長期的展望を兼ね備えながら激動と不安の時代を乗り越えていかななくてはなりません。

(2) 和束町の現状

① 総人口と世帯数

本町の人口は平成21年10月現在4,864人で、減少傾向にあります。また急速な少子高齢化が進んでおり、平成21年において総人口に占める年少人口（0～14歳）比率は8.7%、老年人口は31.1%となっています。世帯数については、平成7年以降微減傾向が続いています。

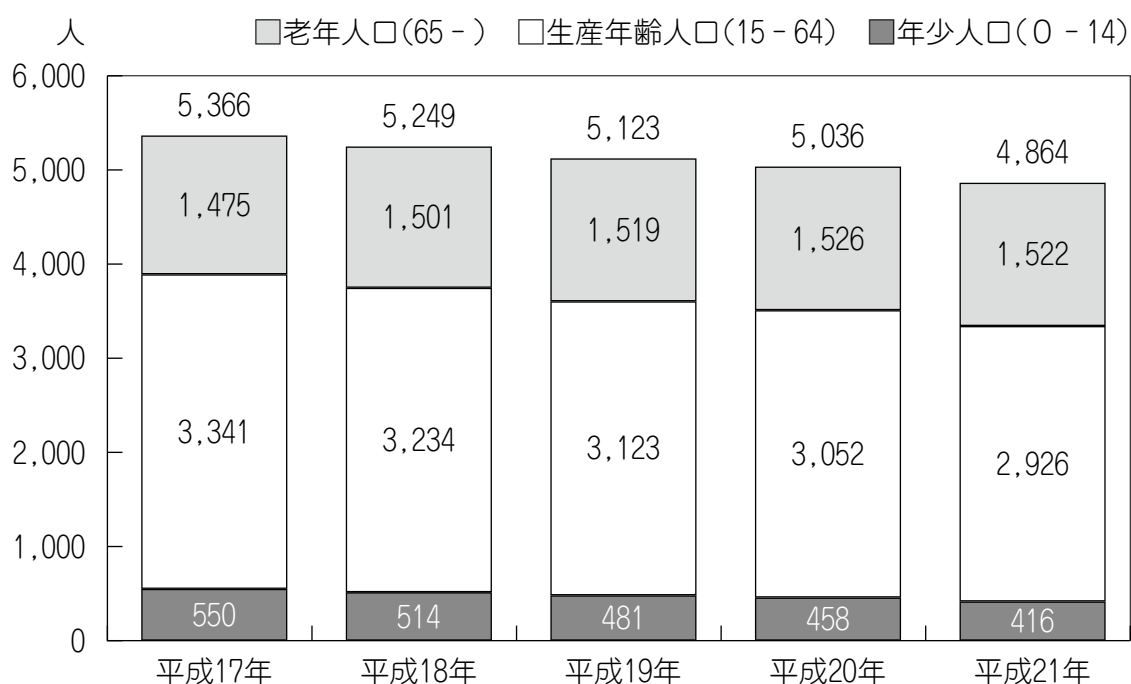
総人口と3年齢区分の推移

単位：人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	5,366	5,249	5,123	5,036	4,864
人口増加率		-2.2%	-2.4%	-1.7%	-3.4%
年少人口(0-14)	550	514	481	458	416
生産年齢人口(15-64)	3,341	3,234	3,123	3,052	2,926
老年人口(65-)	1,475	1,501	1,519	1,526	1,522
年少人口の割合	10.2%	9.8%	9.4%	9.1%	8.6%
生産年齢人口の割合	62.3%	61.6%	61.0%	60.6%	60.2%
老年人口の割合	27.5%	28.6%	29.7%	30.3%	31.3%

各年4月住民基本台帳及び外国人登録人口。但し平成21年は10月1日。

※%は端数処理をしているため、合計が100%にならない場合がある。



② 通勤・通学の状況

通勤・通学の状況を平成17年の国勢調査で見ると、和束町からは、木津川市への通勤・通学者が最も多く365人です。次いで奈良県313人、他の都道府県207人、京都市106人などとなっています。

他市町村から和束町への通勤・通学者については、木津川市が180人と最も多く、次いで奈良県62人となっています。

③ 産業

◆茶業

和束町の茶産業は活発で、茶園面積は府下の約4割です。また、荒茶生産量、荒茶生産額ともに府下一を誇っています。

◆農林業

農業については、農業生産額は維持されていますが、農家数が減少傾向にあります。また、林業については、町内の林野面積は約5,000haありますが、林業作業はごくわずかしが行われていません。

◆商工業

商業については、商店数や従業員数が減少しています。また、工業については、製造品出荷額等が減少しています。

◆観光

観光については、年間約5万人の入込客がありますが、観光消費額は減少傾向にあります。観光客1人当りの消費額は約700円です。

(3) 第3次総合計画期間のまちづくり

.....

平成13年度から現在までの和束町第3次総合計画期間において、進められた主な事業としては、奈良交通バスの運行開始、子育て支援センター開設、府道5号（木津信楽線）改修（整備中）、介護老人福祉施設わらく開設、和束中央簡易水道統合整備事業完成、府道5号湯船バイパス整備（整備中）などがあげられます。

また、全国的に厳しい経済情勢を背景にしながらも、茶業振興においては民間法人が活躍するなど、住民、生産者の新しい民間活力が芽生えるとともに、雇用促進協議会の設立や和束茶カフェのオープンなどによって新たな取組が進みました。さらに、平成20年1月には、町内の茶畑が京都府景観資産登録第1号に指定され、京都府の文化的景観として選定されました。

第 2 章

まちづくりの基本方針

社会情勢や和束町の状況及び住民のニーズを踏まえ、今後10年間のまちづくりにおいて、住民と行政が共有する基本方針を次の通り掲げます。

活発な交流で活力を育てるまちづくり

和束町での生活にとって特に重要な道路交通と情報ネットワークを強化し、通勤・通学、買い物などの日常生活が快適で便利なまちをめざします。また、これらの交流基盤によって、まちの経済や文化における交流を活発にし、活力あるまちづくりを進めます。さらに住民同士が地域や世代を超えて交流する協働のまちづくりを進めます。

安全で安心できるまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが生涯を通じて安全・安心に暮らすことのできる地域を住民と行政が一体となって築くことをまちづくりの基本とし、保健・医療・福祉の充実と防災等の安全管理に努めます。また、身近で誰もがお互いに支え合いながら共に暮らす、あたたかい地域づくりを進めます。

豊かな自然と文化を守るまちづくり

和束町の豊かな森林と清流や、茶畑に代表される美しいふるさとの風景、長い歴史と文化は、私たちの誇りとなっています。今後のまちづくりにおいても、これらを大切に守りながら、日々の暮らしや地域づくり、まちの振興に活用することで、より魅力ある茶源郷和束を創造し、未来へと継承していきます。

第 3 章

10年後のめざすまちの姿

1 将来像

1

2

3

4

これからのまちづくりにおいて、私たちは、かけがえのない自然環境やふるさとの景観を後世に引き継ぐとともに、交流のまちづくりによって活気やにぎわいを創出し、一方で、誰もが安心して暮らし、思いやりを持って支え合うまちをめざします。そのことで、生涯にわたってずっと暮らしたくなるまち、多くの人を訪れるまちをめざします。また、ふるさとの誇りを持ち、まちづくりを担う人材を育て、活力あふれるまちをめざします。

このことから、10年後の和束町の将来像を「**ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷 和束**」とします。

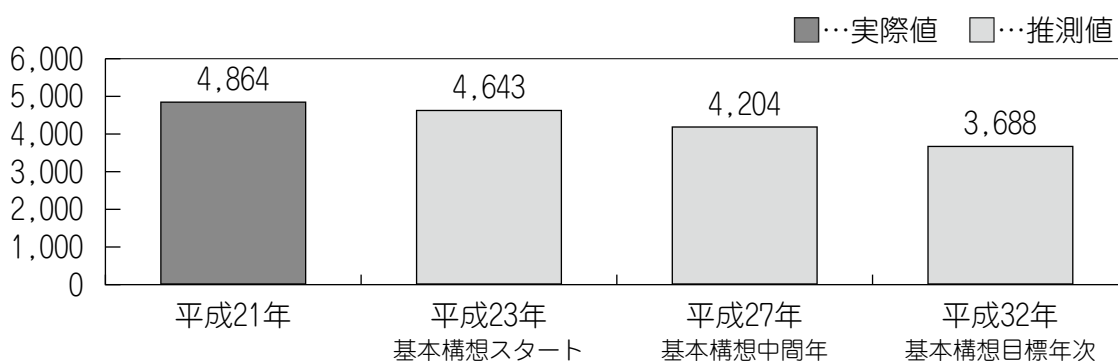
ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷 和束

2 将来人口

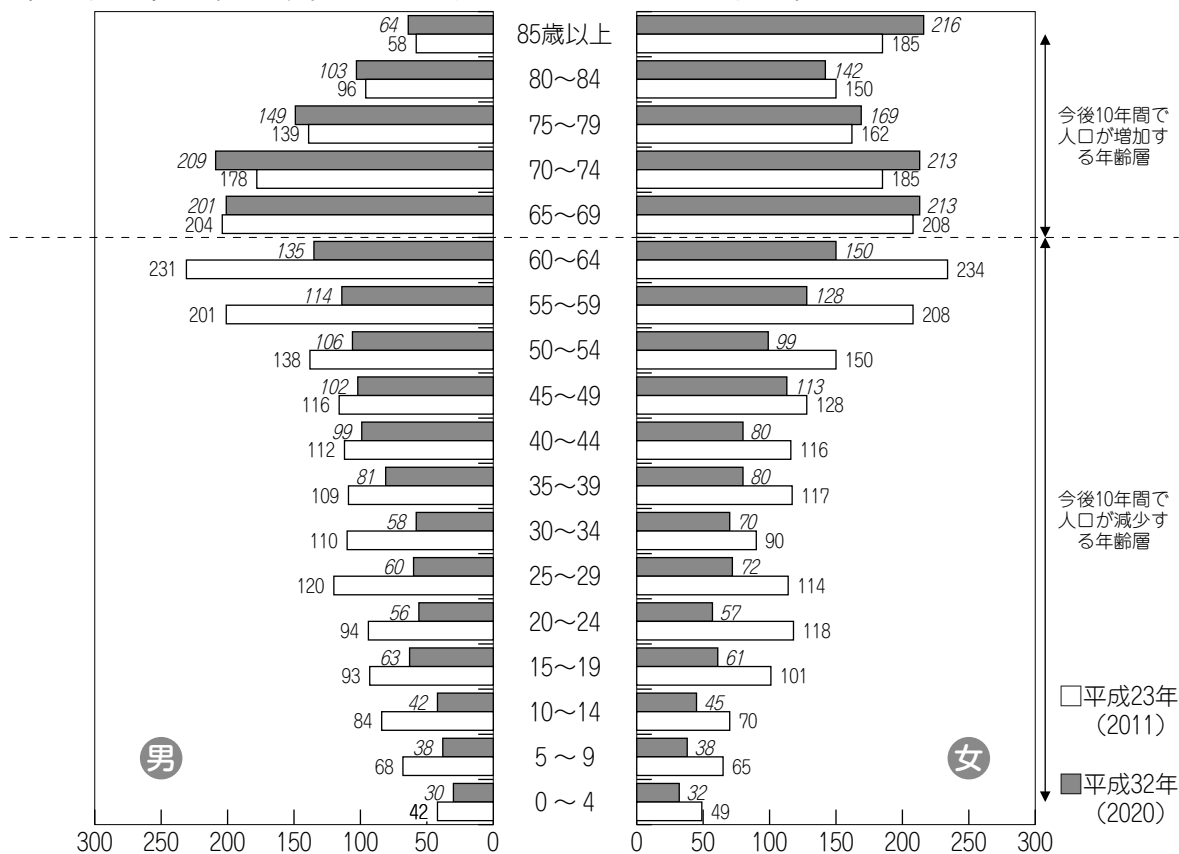
和束町の人口は減少傾向にあり、平成16年度で5,428人でしたが平成21年度には4,864人となっています*。人口推計を行うと、本構想の目標年次である平成32年度には、総人口は3,688人(=約3,700人)になると見込まれます。

また年齢3区分の構成比においても、今後少子高齢化がいつそう進み、平成32年度には年少人口(0~14歳)は6.1%に、生産人口(15~64歳)は48.4%になる一方、老年人口(65歳以上)は45.5%に増加します。

総人口の推移 (自然趨勢型の推計)



住民基本台帳+外国人登録人口を基にした推計の人口ピラミッド



10年後のめざすまちの姿

*各年住民基本台帳+外国人登録人口

和束町の活力を維持するためには、住民アンケートでも特にニーズが高い道路交通の整備等、交流基盤の強化によって、このような定住人口の減少傾向を抑制しなくてはなりません。

今後は和束町のみならず日本の多くの山間地域に共通する人口減少・少子高齢化という厳しい現実と向き合いながら、本基本構想に掲げる諸施策や、これからの和束を担う世代の定住に対応したまちづくりを推進し、一方で住民一人ひとりの精神的な充足や地域の絆など、ここに一生住み続ける住民の生活の質を高めるまちづくりを重視します。

また、定住人口のみならず、観光・レクリエーションなどを目的に和束町に訪れる交流人口によってもまちの活力は高まります。平成20年の和束町の観光入込客数は約54,000人ですが、今後、茶源郷のPRや情報発信、観光・レクリエーションの振興、産業振興や京阪神都市部の企業、研究機関との連携を積極的に図ることで、交流人口を増やすまちづくりを進めます。

以上から、本基本構想においては平成32年度における将来定住人口を4,300人、交流人口を25万人とします。

1

2

3

4

平成32年度の定住人口

4,300人

平成32年度の交流人口

25万人

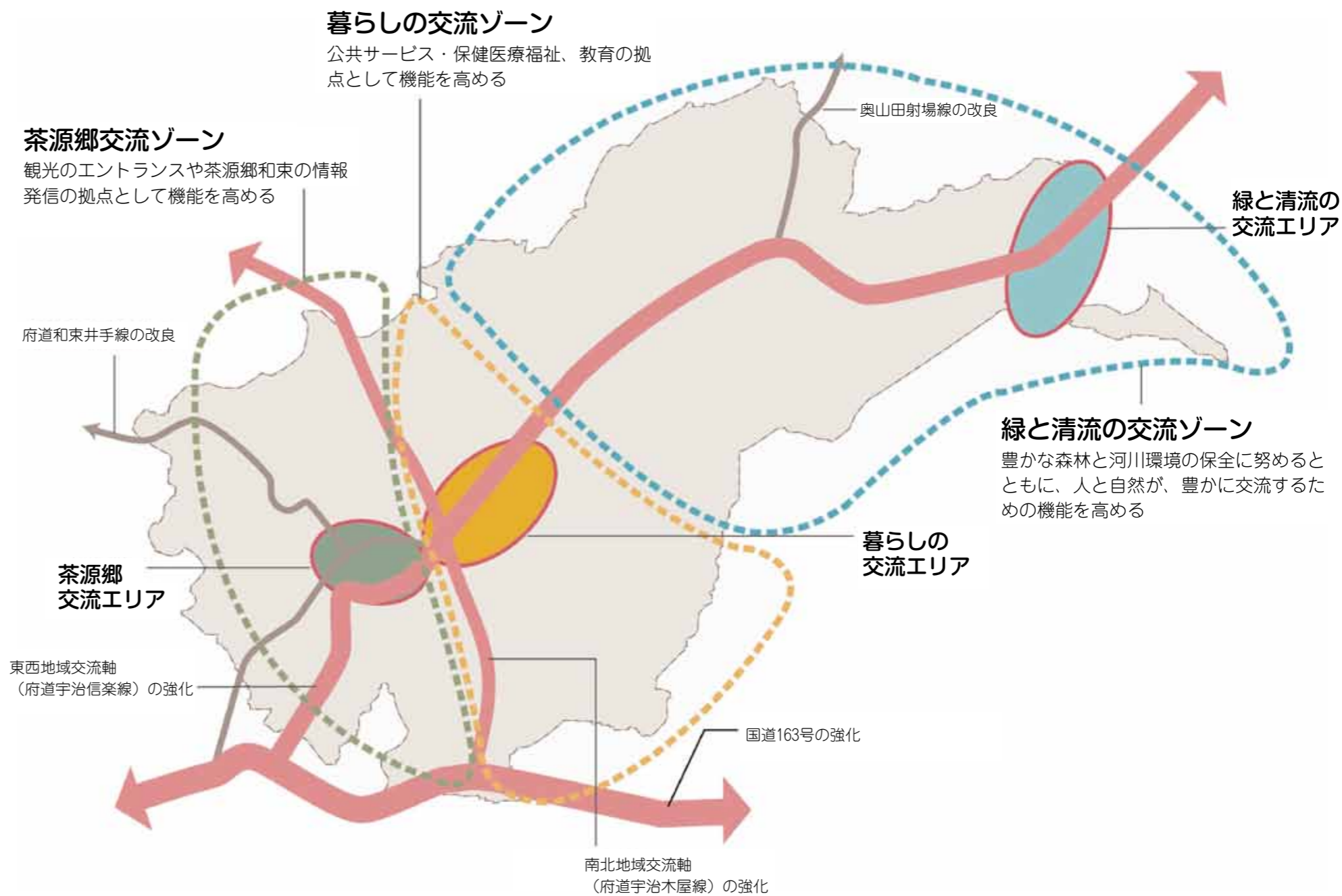
3 将来の地域構造

10年後のまちの地域構造及びそれを実現するための整備方針として、3つのゾーンと3つのエリアを設定します。また、まちの交流を促す交流軸を設定し、その強化を図ります。

さらに、まち全体の土地利用方針として次を掲げます。

<土地利用方針>

- ◎ 都市近郊農山村としてのメリットを最大限に活かす土地利用を図ります。
- ◎ 自然的土地利用に関しては豊かな森林、河川等の自然環境を保全・活用することを基本とします。
- ◎ 農地については、適切な利用を今後とも促進し、農地の維持・保全に努めることを基本とします。



4 施策の基本方針

和束町第4次総合計画では住民と行政がともに取り組める6つの協働プログラムを展開します。

1 和束を担う次世代の人づくり協働プログラム

ふるさとに誇りを持ち、たくましく生きる茶源郷和束を担う次世代の「ひとづくり」のため、子育てへの支援や教育環境の整備とともに、茶源郷の歴史文化を伝え、まちづくりに活かす協働プログラムを展開します。

- 子育て支援
- 学校教育
- 社会教育・スポーツ
- 交流
- 歴史文化

2 住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム

高齢者や障がい者が安心して暮らし、社会参加できる思いやりのある福祉のまちづくりを進め、住民が互いに支えあいながら暮らす協働プログラムを展開します。

- 人権尊重
- 保健・医療
- 高齢者・障がい者支援
- 地域福祉
- 地域安全

3 安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラム

便利で快適な暮らしのための道路・交通環境、居住環境の整備を進め、若者から高齢者までの定住促進のための協働プログラムを展開します。

- 情報
- 道路
- 公共交通
- 住宅
- 公園・緑地

4 自然を守りともに暮らす協働プログラム

地震や水害などから住民の生命や財産を守るための防災対策をはじめ、茶畑などの景観資源を守るとともに森林の保存を進め、資源循環と自然を守るための協働プログラムを展開します。

- 防災
- 河川環境
- 上下水道
- 森林保全
- 治山・治水
- 環境・資源循環・エネルギー

5 和束のブランドを高める協働プログラム

茶の産地である和束のブランドをさらに広め、品質を高めるための取組や観光振興など産業が一体となったものづくりと交流をめざす産業振興のための行動プログラムを展開します。

- 農林業
- 商工業
- 交流産業
- 新たな産業の創出

6 住民・事業者・行政が共に進める協働プログラム

「みんなで創る、ふるさと わづか未来プラン」を進めるために住民、事業者、団体など、多様な住民がまちづくりに参加できるよう、共通の目標のもとに、それぞれの立場での取組める行動プログラムを展開します。

- 住民参画のまちづくり
- 情報公開
- 行財政・地域経営
- 広域行政

基本計画

第 1 章

和束を担う次世代の 人づくり協働プログラム

第1節 子育て支援

第2節 学校教育

第3節 社会教育・スポーツ

第4節 交流

第5節 歴史文化

数値目標

第1節 子育て支援

■ 現状と課題

子育て支援は、少子化が急速に進む和東町において特に重点的に取り組むべき分野です。

本町では、平成10年4月に学童保育所、平成14年4月に地域子育て支援センターを開設し、子育て環境の向上を図るとともに保育所の延長保育や一時保育の充実に取り組んできました。そして平成22年3月に策定した「次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、総合的な子育て支援の推進に積極的に取り組んでいるところです。

今後も、子育て家庭が安心して働けるよう多様な保育サービスの展開とともに、子育て支援センターにおいて親同士が交流できる機会や気軽に保護者の悩みや虐待への対応など専門的な相談を受けられる窓口を充実し、子どもとともに親も成長できる、ふれあい豊かな支援環境を築いていく必要があります。

■ めざすまちの目標像

子どもたちが元気にいきいきと育ち、すべての親が安心して子育てができ、地域社会全体で子育てをあたたく見守るまちをめざします。

■ 施策方針

① 地域における子育て支援や世代間交流の推進

- いつでも気軽に相談できる体制づくりに努め、地域子育て支援センターを子育て拠点として位置づけ、子育て支援に関する情報の提供、相談を行います。
- 育児に不安や悩みを持つ親に対する相談のための保健師、家庭推進保育士、子育て支援保育士等子育てサポーターの人材の確保に努めます。また、子育てを支援する講座の充実を図ります。
- 子どもたちがさまざまな年代の人とふれあえるよう、今後も世代間交流を継続して実施し、各地域で実施されている高齢者と子どもの交流事業を支援します。

② 保育園等における子育て支援の推進

- 子どもの個性をのばす、ふれあい豊かな保育を進めます。
- 子育て家庭が安心して就労と子育てを両立できるように、和東保育園等において時間外保育、一時預り保育の充実、低年齢児保育の実施など、多様な保育サービスを展開します。
- 学童保育の充実を図り、健全な児童の育成に努めます。

- 住民と住民が互いに子育てを支えあうファミリー・サポート・センターの設立を検討します。

③ 子どもと親の健康保持への支援

- 妊娠・出産期の相談支援の充実を図ります。
- 新生児訪問や乳幼児健診など母子保健事業の機会での保護者の子育てに関する相談の充実により、母子の心身の健康の維持・増進を図ります。
- 親が子どもへの理解を深め、主体性をもって健康づくりや子育てに取り組んでいけるよう支援を行います。
- 児童生徒が自主的に健康管理に努める習慣を身に付けられるよう、小中学校での保健教育の充実を図ります。
- 乳幼児期から小中学校の児童生徒まで、子どもの発達に応じた食に関する学習の機会や情報提供等を行い、食育を通じて豊かな人間性の育成を促進します。

④ 子どもの権利の擁護

- 児童虐待への対応については、早期発見、早期対応が非常に重要であることから、要保護児童対策地域協議会等で関係職員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化します。
- 民生児童委員、母子福祉推進員による母子家庭に対する相談や情報提供、父子家庭への家事援助等の支援など、今後もひとり親家庭に対する相談体制の充実や情報提供の充実を図ります。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 地域における子育て支援や世代間交流の推進	子育て支援センターによる各種支援の推進	●			
	多様な子育て相談、講座の推進	●			
	世代間交流の推進	●	●		
2 保育園等における子育て支援の推進	通常保育の実施	●			
	一時保育等多様な保育の実施	●			
	学童保育の充実	●			
	ファミリー・サポート・センター設立の検討	●	●		
3 子どもと親の健康保持への支援	妊産婦への相談支援	●			
	母子保健の実施	●			
	学校保健の実施	●			※広域連合事業
	食育の推進	●	●		※広域連合事業含む
4 子どもの権利の擁護	要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待への対応	●			※広域連合事業含む
	ひとり親家庭への支援	●			

第2節 学校教育

■ 現状と課題

1

年々少子化が進む和東町では、小・中学校の児童生徒数も減少しており、平成4年に4校を統合し、「和東小学校」を開校しました。平成22年現在、和東小学校191人、和東中学校86人となっています（H22.5.1現在）。

2

この間教育委員会が相楽東部広域連合の所管となり、学校教育の充実を図ってきました。

学校施設については、和東中学校の大規模改修を平成7年度から実施し、平成21年度から2箇年計画により耐震補強工事を行い、本町の学校教育施設の耐震化率を100%としました。

3

学習内容については、質の高い学力と豊かな人間性の育成、健康や体力の向上を図るとともに、総合的な学習、郷土学習等特色ある教育の展開を進めるため、ALTや学校教育指導主事の配置のほか、小・中学校の連携事業に取り組んでいます。また、教職員の資質の向上や多様な人材の活用により学校教育体制の充実に取り組んでいるほか、教育環境の整備に努めています。

4

5

まちづくりアンケートの結果では、子どもの教育について特に重要な項目として「豊かな人間性、広い社会性を育む活動を充実させる」が47%と最も多くあげられています。

6

このようなことから、今後も、児童生徒の豊かな人間性を育み、質の高い学力、健康や体力の育成をめざした教育を充実していく必要があります。特に学校と地域が連携し、児童生徒が地域へ出かけ、ふるさとの自然や歴史、茶業を体験できる機会をいっそう充実していく必要があります。あわせて、近年いじめや不登校、青少年犯罪などの増加が全国的に進む中、和東町においても、豊かな人間性を育む「心の教育」を充実し、健全育成のための取組強化が必要です。

また、住民の信頼を高める学校づくりに向けて、積極的に情報を公開するとともに、学校と家庭・地域との連携強化に取り組んでいます。今後も、開かれた学校づくりや教職員の資質の向上など、住民の信頼を高める学校づくりに努めていく必要があります。

■ めざすまちの目標像

児童生徒の質の高い学力、健康や体力の育成をめざすとともに、生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心など豊かな人間性を育み、自然や歴史・茶文化の学習などにより、「我がふるさとを愛する心」を育むことをめざします。

情報格差や教育格差を生じさせることのないように学校施設や設備充実を図るとともに、安全・安心な学校づくり、地域に開かれた学校をめざします。

■ 施策方針

① 学力の充実・向上と個性や能力の伸長

- 小・中学校の連携を深め、調和と統一のある教育内容を確立するとともに、児童生徒の学力の向上と進路希望の実現につながる指導の充実に努めます。
- 学ぶことの意義や大切さを感じさせ、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、家庭と連携して学習習慣の確立を図ります。
- 少人数教育という特性を踏まえた指導方法や指導体制の工夫改善を進め、個性を伸ばす教育の充実に努めます。
- 和束町の茶業・茶文化や農業、林業、自然、歴史などについて学び、ふるさとに愛着と誇りをもてるよう、地域の人材や資源を活用したふるさと教育の充実に努めます。

② 豊かな人間性の育成と健康や体力の向上

- 児童の健全育成をめざしながら、不登校やいじめのない学校づくり、児童生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かな心の教育の実践に努めます。
- 恵まれた自然や地域の産業、伝統文化、人材などを積極的に活用し、相楽東部広域連合として創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めます。
- 「和束町人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権尊重の理念のもとにあらゆる教育活動を通して人権教育を推進するとともに、同和教育上の残された課題の解決に向けて積極的に取り組みます。
- 児童生徒の体力向上の取組を充実させるとともに、健康に関する教育と食育の充実に努めます。

③ 住民の信頼を高める学校づくり

- 学校評価とともに学校評議員制度の活用を図り、開かれた学校づくりを一層推進します。
- 家庭・地域社会の教育機能を活かしながら学社連携を推進し、信頼に応える学校経営を進めます。
- 教職員が児童生徒と向き合う時間を一層確保するとともに、「教師力」向上のため、教員一人ひとりの資質能力の向上を図ります。

④ 学校を取り巻く環境づくり

- 学校の施設・設備の充実に努めます。
- スクールバス等、通学対策の充実に努めます。
- 学校の施設や設備を地域に開放します。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 学力の充実・向上と個性や能力の伸長	学力向上への取組	●	●		※広域連合事業
	個性を伸ばす教育の推進	●	●		※広域連合事業
	ふるさと教育の推進	●	●		※広域連合事業
2 豊かな人間性の育成と健康や体力の向上	心の教育等の実施	●	●		※広域連合事業
	特色ある学校づくり	●			※広域連合事業
	人権教育の推進	●			※広域連合事業
	児童生徒の健康増進や食育への取組	●	●		※広域連合事業
3 住民の信頼を高める学校づくり	学校評価の実施	●			※広域連合事業
	学社連携の推進	●	●		※広域連合事業
	教員の資質向上の取組	●			※広域連合事業
4 学校を取り巻く環境づくり	学校施設・設備の整備・改修	●			※広域連合事業
	通学対策の推進	●	●		※広域連合事業
	学校施設・設備の地域への開放	●			※広域連合事業

第3節 社会教育・スポーツ

■ 現状と課題

国際化・情報化の進展や産業構造の変化、少子高齢社会の進行など急激な社会経済情勢の変化とニーズや価値観の多様化が進む中で、生涯を通じて健康で文化的な生活の追及や自己実現を図ることが求められています。まちづくりアンケートの結果では、生涯学習、文化スポーツ活動について特に重要な項目として「誰もが気軽に学べる講座など生涯学習の機会を充実させる」が58%と最も多くあげられています。

このようなことから、住民の自主性や自発的な諸活動を基盤としながら、住民相互の連帯意識の向上をめざし、「生涯学習社会」を実現していくため、今後も生涯学習推進体制の整備充実を図り、広く生涯学習機会を提供していくことが必要です。

講座事業への参加は年々増加しつつあり、平成21年度には笠置町・和束町・南山城村及び笠置町南山城村中学校組合の各教育委員会が統合されたことから、その影響が心配されましたが、年間延3,200人の参加がありました。これらは、参加の利便性を考慮して夜間開催を中心に事業を行ってきた結果ですが、一方でそのために実施時間が少ないというデメリットもあります。また、生涯学習や文化芸術鑑賞の拠点となる総合的な文化施設の整備についても必要性が高まっています。平成21年度からは、連合の中でそれぞれが有する文化施設などの資産を有効に活用し、これら要望に応える体制づくりもでき、「いつでも、どこでも、だれでもが楽しく学習できる」環境づくりをめざした条件を共同で整備する必要があります。

また、住民の誰もが生涯のライフステージにおいて、いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進は、生きがいのある生活と青少年の非行防止、活力あるまちづくりなどにとって大きな意義があり、今後もその推進を図る必要があります。

■ めざすまちの目標像

生涯にわたり多様な学習活動を主体的に行える環境整備と人材育成をめざすとともに、国際理解、環境、情報などの現代的な課題にも積極的に関わり、社会教育関係団体などとの連携や共同参画のまちをめざします。また、生涯を通じて年齢や体力、環境に応じたスポーツの機会があるまちをめざします。

■ 施策方針

① 生涯学習拠点の整備

- 遊休施設の活用等により、生涯学習活動の身近な拠点整備に努めるとともに、その活動成果の発表や文化芸術の鑑賞の場を提供します。
- 広域連合の特色を活かし、それぞれの町村の持つ施設を効果的に活用していきます。

② 生涯学習プログラムの充実

- 多様で魅力的な生涯学習機会を提供するため、学習内容や学習場所、受講体制の充実に努め、情報の周知を徹底します。
- 学校・地域社会の教育的資源を積極的に活用するとともに、人材バンクの設置など、地域の指導者の確保と生涯学習ボランティアの育成を図り、生涯学習の振興に努めます。

③ 学習リーダーの育成と自主運営への支援

- 住民の自主的な生涯学習活動に対する支援に努めるとともに、社会教育関係団体などとの連携・協力の下、リーダーとなる人材の発掘、育成に努めます。

④ 家庭や地域社会の教育力の向上

- 放課後子どもプランを推進し、家庭や地域社会における生活体験、社会奉仕体験活動や自然体験活動など、学校外活動の充実と家庭・地域・学校の連携強化に努め、学校教育や家庭教育への支援など地域社会全体で子どもを育てる環境づくりに努めます。

⑤ 生涯スポーツの振興

- 誰もが日頃からスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を送れるよう、スポーツ機会の提供に努めます。
- 地域の特色あるスポーツ活動を推進する団体の育成に努めます。
- 子どもから高齢者まで誰もが、身近でスポーツに親しめるよう、既存施設の改修等を進めるとともに、必要なマンパワーの確保と施設設備の改修を図ります。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 生涯学習拠点の整備	生涯学習拠点の整備	●			※広域連合事業
	広域連合各町村の施設の相互活用	●	●		※広域連合事業
2 生涯学習プログラムの充実	多様な生涯学習機会の提供	●			※広域連合事業
	人材バンクの設置等	●	●		※広域連合事業
3 学習リーダーの育成と自主運営への支援	住民主体の学習活動への支援	●	●		※広域連合事業
4 家庭や地域社会の教育力の向上	放課後子どもプランの推進	●			※広域連合事業
5 生涯スポーツの振興	スポーツ機会の提供	●			※広域連合事業
	スポーツ団体の育成	●	●		※広域連合事業
	スポーツ施設の改修	●			※広域連合事業含む

第4節 交流

■ 現状と課題

1

近年では、地域や国境を超えた情報交流が活発に行われています。町内における交流は、学校教育（広域連合）への外国語指導助手（A L T）の採用によって、幼いころからの異文化交流機会の提供を図っていますが、和束町独自としてもさらに海外との交流機会づくりなど幅広い支援を行っていく必要があります。

2

また、豊かな自然・文化・歴史を活かしながら、都市住民との交流を深め、まちを活性化する必要があります。このような他市町村の住民との交流については、現在、（財）和束町活性化センターや和束町雇用促進協議会によって、茶摘み体験やウォークラリー、ゲートボール大会など交流人口の拡大をめざした取組が行われており、今後もさらにこれらの催し内容の充実を図り、和束町でしか体験できない交流活動の展開が必要です。

3

4

5

■ めざすまちの目標像

6

和束町の文化を世界に発信するとともに、茶業や茶文化の発信を通じて、グローバルな交流が広がるまちをめざします。

■ 施策方針

① 国際体験への支援

- 国際的な視野を身につけられるよう、社会教育の場で外国語指導助手（A L T）の活用を図ります。
- 留学やホームステイなどの国際交流体験を支援します。

② 茶をテーマにした交流事業推進

- 和束町の茶業や茶文化を活かし、本町を訪れた人が癒しを感じ、元気になれる施策を進めます。
- 茶文化に関する情報をインターネットなどで発信します。
- 交流人口の拡大をもとに定住化を促進するため、空家調査等のデータを手軽に利用できるシステムを構築します。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 国際体験への支援	外国語指導助手（ALT）の活用	●			※広域連合事業
	国際交流体験の支援	●	●		※広域連合事業含む
2 茶をテーマにした交流事業推進	茶をテーマにした交流事業の推進	●	●	●	※広域連合事業含む その他：事業所
	茶文化情報の発信	●	●		
	空家データの整理と活用	●	●		

第5節 歴史文化

■ 現状と課題

1

歴史文化については、まちの大切な共有財産として次代に継承していけるよう、その保全と活用を図るとともに、相楽東部広域連合との連携により、中断している和束町史の編纂を再開する必要があります。今後はこの町史を活用しながら、広域連合の所管とする生涯学習や学校教育の場だけでなく、観光など多くの機会を通じて和束の魅力を再発見できる環境整備が求められます。

2

3

また、町内には、金胎寺や安積親王陵墓、天満宮をはじめとする多くの歴史文化資源がありますが、アクセスや周辺環境について、より親しみやすい条件整備を進める必要があります。

4

■ めざすまちの目標像

5

歴史文化遺産を通じて、和束町への誇りと郷土愛を育み、伝統と歴史を学び、次世代に伝えるまちをめざします。

6

■ 施策方針

① 町の歴史の学習及び整理と体系化

- 「和束町史第一巻」を中心に各種資料の活用によって、和束町の歴史を学ぶ機会を設けます。
- また引き続き、町史の編纂、続刊を進めるなど、和束町の歴史文化を後世に伝承していけるよう、情報の収集・整理と体系化に努めます。また、そのための組織や体制を充実します。

② 歴史文化財の保護

- 町内の歴史文化遺産が適切な管理のもとで保存・継承されるよう、文化財の現状確認とデータベース化を進めるとともに、保存・展示場所の確保などに努めます。
- 重要な歴史文化財について、相楽東部広域連合指定文化財としての指定を進めます。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 町の歴史の学習及び整理と体系化	町の歴史を学習する機会の設置	●	●		※広域連合事業
	町史の編纂・続刊	●			※広域連合事業
2 歴史文化財の保護	歴史文化遺産の現状確認とデータベース化及び保存・展示	●			※広域連合事業
	新たな文化財指定	●			※広域連合事業

数値目標

指標名	単位	基準値	目標値	内容
			H27年度	
小中学校における児童生徒が利用するICT機器の充実（コンピュータの台数）	人／台	3～10	1	基準値＝H21年度 教育環境の整備において、コンピュータを一人1台に増やす。
スポーツ大会の開催	回	4	8	基準値＝H21年度
歴史講座の開設	回／年	—	4	基準値＝H22年度 和束町の歴史に関する社会教育講座を開設し、郷土愛の意識を醸成する。

第 2 章

住民が支えあう 安心と信頼の協働プログラム

第1節 人権尊重

第2節 保健・医療

第3節 高齢者・障がい者支援

第4節 地域福祉

第5節 地域安全

数値目標

第1節 人権尊重

■ 現状と課題

すべての住民が平等にしあわせを追求し、健康で自立した生活を生涯送ることが私たちの共通の願いです。

和束町では、総合行政としてあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る施策を積極的に推進してきました。特に、同和問題については特別対策を実施し、実態的差別・心理的差別の解消をめざした総合的な施策の展開により様々な面で存在していた格差は一定の改善を見ました。

この結果、住民の人権に対する意識は着実に高まってきましたが、今日もなお様々な人権侵害は存在し、社会の複雑化、価値観の多様化にともない、同和問題をはじめとする女性・障がいのある人・外国籍の人などの人権問題、男女共同参画社会やノーマライゼーションの実現なども含めた人権問題への新たな対応が求められます。このような課題に対応しながら、個人の尊厳と人権が確立される社会を実現するため、「和束町人権教育・啓発推進計画」を指針として、今後も教育・啓発の推進や相談等の多様な施策を進めていく必要があります。

■ めざすまちの目標像

一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を実現するため、すべての住民が人権問題を考え、主体的に取り組む差別のないまちをめざします。

また、男女が対等なパートナーとして家庭、学校、職場、地域において活躍し、共に責任を担う地域社会を築きます。

■ 施策方針

① 人権尊重のための教育、啓発の推進

- ・「和束町人権教育・啓発推進計画」に基づき、住民に対してあらゆる機会を通じ人権教育・啓発を推進します。こうした取組により、人権問題を自らの問題ととらえ、その解決に向け主体的に取り組むといった意識を根づかせるとともに、課題解決に向けた実践的な態度を培います。
- ・同和地区について依然として教育・就労などの面での周辺地域との格差があることから、企業などへの啓発や雇用促進、研究及び課題解決へ向けた運動への支援を行います。
- ・差別行為について、関係機関等と連絡し、すみやかに対応を図ります。
- ・人権の花づくりなど、住民主体による人権啓発活動を展開します。

② 男女共同参画社会の実現

- 男女共同参画社会の実現に向けて、学校教育や社会教育における学習や企業への啓発を進めます。
- まちづくりに関する各種審議会等へ女性委員の参画を促すなど、女性がまちづくりの政策判断に資する機会を増やします。

③ 人権相談窓口の設置

- 同和問題をはじめとするあらゆる人権相談ができる身近な窓口を「人権ふれあいセンター」に設置し相談内容の解決については、総合行政として全庁的な体制による対応を行います。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 人権尊重のための教育、啓発の推進	人権教育・啓発の推進	●	●		※広域連合事業含む
	同和問題の解決に向けた啓発や活動支援	●	●		
	差別行為への対応	●	●		※広域連合事業含む
2 男女共同参画社会の実現	男女共同参画の啓発	●			※広域連合事業含む
	各種審議会等への女性の参画機会の増加	●	●		
3 人権相談窓口の設置	人権相談窓口の設置	●			

第2節 保健・医療

■ 現状と課題

誰もが生涯を通じて健康でありたいと願っています。がん、心臓病、脳血管障がいによって代表される生活習慣病は要介護状態となる原因や死因の多くを占めており、その予防が重要となっています。

今後は、住民が自分の健康は自分で守るという意識を持って、若い頃からの健康づくりを主体的におこなったり、高齢者が自ら介護予防に取り組めるよう、専門的な立場から支援し、保健医療福祉サービスを一体的に供給できる体制が必要です。

本町の医療体制については、和束町国保診療所の他に内科医院が2施設と歯科医院が1施設あり、国保診療所は一次医療施設として、また保健指導や健(検)診施設として重要な役割を担っています。まちづくりアンケートの結果では、保健・医療・福祉について特に重要な項目として「身近な地域の医療を充実させる」が47%と最も多くあげられています。このようなことから、今後も地域医療充実のため国保診療所の医師確保を図る必要があります。また、国保診療所は建設以来40年が経過し老朽化が激しく、地域医療の将来像と併せて診療も可能な総合保健福祉センターの整備も推進していく必要があります。

■ めざすまちの目標像

誰もが元気で安心した生涯を送り、病気や寝たきりにならないように、一人ひとりが自主的に健康づくりを実践するまちをめざすとともに、安心を支える医療体制が広域的な連携のもとに構築されたまちをめざします。

■ 施策方針

① 保健福祉の総合データベースの構築と活用

- 健康管理データベースの構築により、各種健診データを一元的に管理し、保健指導、健康教育、各種予防接種などの活用を図り、住民の健康づくりを推進します。

② 生活習慣病の予防

- 健康増進、生活習慣病の予防を目的とし、各種保健事業を推進するとともに、健康づくりについての広報を充実します。
- 健康診査や各種検診については、受診率向上をめざし、勤労者が検診を受けやすい環境づくりや内容の充実に努めます。またフォローが必要な住民のための個別の指導を強化し、健康教育・

相談訪問指導の実施体制の強化を図ります。

- 住民主体の健康づくり組織や活動の強化を図るため、積極的な支援に努めます。

③ 地域医療体制の充実

- 地域医療体制の充実のため、医療従事者の確保、医療機器等の整備などを推進していきます。
- 救急医療の多様化と専門性に対応するため、関連機関及び公立山城病院などの近隣医療機関との連携等により、救急体制の充実を図ります。

④ 保健医療福祉の一体的な提供体制の整備

- 各種事業の充実に必要な保健師や栄養士などのマンパワーの確保を図ります。
- 保健所、医師会及び(福)和東町社会福祉協議会や居宅介護支援事業者など、関係機関との連携に努めて、地域包括支援センターが中心となり保健医療福祉が一体となったサービスが提供できるよう、体制づくりを進めます。
- 総合的な保健医療の中核施設として、国保診療所と保健福祉センターの新設を含む保健福祉医療センターの整備を推進します。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 保健福祉の総合データベースの構築と活用	健康管理のためのデータベースの構築	●		●	その他：医療機関
2 生活習慣病の予防	健康づくりに関する啓発や指導	●	●	●	その他：医療機関
	各種健（検）診の充実	●		●	その他：医療機関
	住民の健康づくり活動への支援	●	●		
3 地域医療体制の充実	医療従事者や設備の確保	●		●	その他：医療機関
	救急医療の充実	●		●	その他：医療機関
4 保健医療福祉の一体的な提供体制の整備	総合的な体制のための人材の確保	●		●	その他：医療機関
	行政、関係機関、関係事業所の連携	●		●	その他：医療機関
	保健福祉医療センターの整備	●			

第3節 高齢者・障がい者支援

■ 現状と課題

平成21年現在の高齢化率が31.1%と、高齢化が全国平均よりも早く、着実に進んでいる和束町では、高齢者が就労やコミュニティ活動、学習・スポーツなどを通じていつまでも自己実現や社会参加を果たせる機会を充実させたり、まちづくりのさまざまな分野で高齢者に活躍してもらうシステムを築く必要があります。

和束町では、平成17年に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が開設するなど、介護保険サービスが在宅サービス、施設サービスとも一定の基盤整備ができて一方、高齢化の進展に伴い介護保険料も高水準にあり、今後は介護予防と重度化防止に重点を置いた適切なサービス利用を、地域包括支援センターが中心となって担っていく必要があります。

さらに、介護保険外で、何らかの生活支援を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者を支えるサービスや地域の見守り体制が今後ますます重要です。

障がい者が地域でできる限り自立した生活を送れるよう、障がい児に対する保健・教育等の施策や、障がい者の在宅生活・社会参加、就労への支援サービス、さらにバリアフリー環境整備の推進が必要です。

■ めざすまちの目標像

いくつになっても生きがいを持って社会参加を果たし、元気で過ごせるまちを実現するため、要介護状態とならないよう介護予防の取り組みを充実させるとともに、寝たきりや認知症などの状態になっても住み慣れた地域での生活を続けられるよう介護サービス等が充実した安心のまちをめざします。

また、障がいの有無に関わらず、誰もが能力や個性を発揮して育つ環境が確保され、障がい者ができる限り自立した生活を送り、社会参加を果たせるまちをめざします。

■ 施策方針

① 高齢者の生きがい活動への支援

- ・高齢者が生涯を通じて、生きがいを見出し、自己実現を図れるよう、学習やスポーツ機会の充実に努めます。また、それらの活動を、住民が自主的に運営できるよう、高齢者などのリーダーの発掘と育成を図ります。さらに、就労を通じた生きがいづくりを支援するために各種団体に働きかけ、就労の機会の確保に努めます。

② 介護予防

- 現在、高齢者を対象に各地区で実施している「ふれあいサロン」が、地域住民の交流や介護予防、生きがいづくりの場としてより充実するよう、ボランティアなどの協力を得ながら、支援に努めます。
- また、要介護状態となるおそれの高い高齢者を対象にした相談や介護予防事業の充実にも努めます。

③ 自立のための生活支援の推進

- 介護保険対象者に限らず、虚弱や閉じこもりがちな高齢者を対象に、生活支援のための各種在宅サービスを多彩に提供していきます。

④ 一体的な介護サービスの提供

- 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの提供を促進します。
- 認知症高齢者が住み慣れた地域を離れずに安心して生活を送れるようグループホームの整備を検討します。
- 保健、福祉、介護、医療の地域ケア体制の充実を図るため、地域包括支援センターの機能強化に取り組めます。

⑤ 障がい児の教育機会の確保

- 障がい児の療育や特別支援学級のマンパワーの強化、内容等の充実にも努めるとともに、普通学級との交流を進めます。

⑥ 障がい者の在宅生活への支援

- 障がい者が住み慣れた地域や家で生活できるよう、広域対応によってホームヘルプサービスや送迎サービスを充実させます。
- 障がい者が自分の希望に応じた就労や社会参加ができるよう、広域対応によって、職業訓練や社会参加の機会を充実させます。

⑦ バリアフリーのまちづくり推進

- 高齢者や障がい者にやさしいまちをめざし、手すりや段差の解消など、既存公共施設の改修や、研修による職員の対応の向上を図るとともに、道路や公園、町の広報や案内などの情報コミュニケーション分野においても可能な限りバリアフリー環境の充実を図ります。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 高齢者の生きがい活動への支援	高齢者の生きがい活動への支援	●		●	その他：サービス事業所
2 介護予防	ふれあいサロンの充実	●	●	●	その他：社会福祉協議会
	介護予防事業の推進	●		●	その他：サービス事業所
3 自立のための生活支援の推進	高齢者生活支援サービスの提供	●		●	その他：サービス事業所
4 一体的な介護サービスの提供	在宅を中心とした介護サービスの提供	●		●	その他：サービス事業所
	グループホームの整備	●		●	その他：サービス事業所
	地域包括支援センターの機能強化	●			
5 障がい児の教育機会の確保	特別支援教育の充実	●			※広域連合事業
6 障がい者の在宅生活への支援	障がい者の自立のための各種生活支援サービスの提供	●		●	※広域連合事業含む その他：サービス事業所
	就労支援及び社会参加支援の推進	●		●	※広域連合事業含む その他：サービス事業所
7 バリアフリーのまちづくり推進	公共施設や情報環境のバリアフリー化	●			※広域連合事業含む

第4節 地域福祉

■ 現状と課題

1

少子高齢化が進む中で、安心して住みなれた地域で暮らすためには、住民相互のつながりをもとに、見守りや助け合いによって互いに支え合う地域福祉の推進が求められています。

2

地域福祉を支えていく主体は住民一人ひとりであり、またボランティア組織や各区等での人的なネットワークであることを改めて認識し、行政がバックアップしながら、子どもから大人まであらゆる住民が福祉に携わる人材として活躍できるよう、和束町社会福祉協議会を中心とした福祉の輪を広げていくことが必要です。

3

4

■ めざすまちの目標像

5

身近な地域での見守りと助け合いを展開する地域福祉の取組が充実したまちをめざします。

6

■ 施策方針

① 地域福祉を支えるコミュニティの育成

- 住民が主体となって、地域福祉を担う相互扶助の地域づくりを実現できるよう、ボランティア活動の育成と支援を図ります。
- 民生児童委員と連携を図りながら、行政区での各隣組単位などの身近な地域ごとに、交流や助け合いを促しながら、ひとり暮らし高齢者などを見守る小地域ネットワークの展開を図ります。
- 地域の総合的なコミュニティセンターである人権ふれあいセンターにおける地域交流の拡大を図ります。

② 和束町社会福祉協議会の充実

- ボランティア団体の活動育成窓口である和束町社会福祉協議会の地域福祉のコーディネート活動に対して、今後もいっそうの支援に努めます。

③ 福祉教育の推進

- 福祉の重要性や共助の精神を住民が理解し、地域福祉の一員となって活躍できるよう、関係機関等との連携を深めると共に学校教育や社会教育の場でも、福祉教育を推進します。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 地域福祉を支える コミュニティの育成	ボランティア育成と支援	●		●	その他：社会福祉協議会
	小地域ネットワークの展開	●		●	その他：社会福祉協議会
	地域交流の拡大	●	●		
2 和束町社会福祉協議会の充実	和束町社会福祉協議会への支援	●		●	その他：社会福祉協議会
3 福祉教育の推進	福祉教育の推進	●			※広域連合事業含む

第5節 地域安全

■ 現状と課題

1

近年の犯罪は多様化、複雑巧妙化しており、高齢者を狙った電話による詐欺なども含め、日頃から犯罪を防ぐ取組を警察や地域住民との連携で進める必要があります。また、全国的に子どもを狙った犯罪があとを絶たない状況の中で、特に本町では、子どもたちが安全に通学できるよう各種関係機関・団体、ボランティアの連携のもとに子どもの安全見守り活動が推進されており、今後も継続していく必要があります。

2

3

4

■ めざすまちの目標像

子どもや高齢者などすべての住民が安心して暮らせるよう、地域と行政が連携し、犯罪のない、防犯意識の高い安全・安心のまちをめざします。

5

6

■ 施策方針

① 防犯意識の高揚

- ・保護者と連携し、子どもへの防犯指導を強化します。
- ・広報や各種講座などによって、住民の防犯意識の高揚を図ります。

② 防犯活動の展開

- ・地域ぐるみの防犯活動、子どもの見守り活動、暴力追放運動や青少年の非行防止活動にいつそう取り組みます。
- ・犯罪の低年齢化などについて、関係機関と連携し、教育・更生・保護に努め、対処します。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 防犯意識の高揚	学校における防犯指導	●	●		※広域連合事業
	広報や講座における防犯の啓発	●	●		
2 防犯活動の展開	地域の防犯活動の推進	●	●		
	犯罪の低年齢化への対応	●			

数値目標

指標名	単位	基準値	目標値	内容
			H27年度	
企業・職場への人権啓発	回	3	4	基準値＝H21年度 町内企業・職場への啓発を行います。
審議会等への女性の登用	%	39.1	50.0	基準値＝H22年度 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等へ女性委員の参画の促進
肺がん検診受診率	%	43.3	50.0	基準値＝H21年度
子ども見守り隊活動を実施する地区数	地区	3	15	基準値＝H21年度

第 3 章

安全で快適な暮らしを 実感できる協働プログラム

第1節 情報

第2節 道路

第3節 公共交通

第4節 住宅

第5節 公園・緑地

数値目標

第1節 情報

■ 現状と課題

町営の有線テレビ放送は、広報、議会中継、コミュニティ育成のための情報提供など地域に密着したメディアとして役割を果たしてきましたが、平成23年に現在のアナログ放送システムは全国的に廃止されることから、地上デジタル放送へ移行されます。これからはインターネットや携帯電話の急速な技術の進化によって、住民生活や行政の業務における情報コミュニケーション環境も急速に発展していくことが予想され、住民サービスへの有効活用のあり方を常に検討する必要があります。

中でも災害時における情報伝達手段は、住民の生命と財産を守るために重要な課題です。まちづくりアンケートの結果では、防災について優先的に取り組むべき項目として「災害時にも常に利用できるよう情報基盤を整える」が56%と最も多くあげられています。現在、台風や大雨など緊急情報の提供は、広報車、消防団等において対応していますが、迅速な対応等、緊急情報システムの整備を早期に行う必要があります。

■ めざすまちの目標像

地上デジタル放送、インターネット、携帯電話など快適で便利な情報コミュニケーション環境があり、これらを活用した効率的な公共サービスが提供されるまちをめざします。

■ 施策方針

① 情報インフラの整備

- 平成23年のアナログテレビ放送の廃止に対応し、デジタル放送受信のための中継鉄塔など、民間企業による情報インフラの整備を促進します。
- 情報技術の動向を踏まえながら、携帯電話やインターネットを活用した双方向性を持つ情報システムの構築を図ります。

② 情報通信技術の普及と活用

- 住民生活や行政サービスがより便利になるよう、情報通信技術の普及を図ります。
- 防災、在宅医療、高齢者や障がい者への生活支援サービスなどの地域情報の蓄積・提供に活用します。ネットワーク上の情報提供などについては幅広い住民参加を求めています。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 学力の充実・向上 と個性や能力の伸 長	デジタル放送受信設備の設置			●	その他：民間事業所
	双方向情報システム構築	●			
2 豊かな人間性の育 成と健康や体力の 向上	情報通信技術普及のための講座等開 催	●			
	生活情報の蓄積と活用	●			

第2節 道路

■ 現状と課題

本町の道路網は、和束川に沿って主要地方道木津信楽線が東西に走り中心をなし、まちの中央で主要地方道宇治木屋線と交差し、いずれも国道307号と本町南端を横断している国道163号を結んでおり、これらを軸として和束井手線、奥山田射場線の一般地方道2路線、生活産業道路としての町道265路線からなっていますが、いずれも狭隘な道路が多い状況です。

国道163号は、本町南端の木屋地区を木津川右岸に沿って東西に貫いている主要幹線道路ですが、本町内では幅員が狭小なうえ、交通安全施設が未整備であり、たいへん危険な状況となっています。

主要地方道木津信楽線は国道163号から分岐し、和束町を東西に走り国道307号（滋賀県甲賀市）に至る本町にとっては生命線とも言える最重要基幹道路ですが、狭小区間の道路改良等が未整備です。また、主要地方道宇治木屋線は国道163号から分岐し、和束町を南北に走り、国道307号（宇治田原町）に至る基幹道路ですが、道路は山間部において狭小急勾配急カーブが連続し離合すら困難な状況です。このほかの一般府道と和束井手線や一般府道奥山田射場線についても、狭小急勾配で離合困難な山間道路となっています。

まちづくりアンケートの結果でも、生活環境の整備で特に重要な項目として「幹線道路をもっと広くし充実させる」が62%と最も多くあげられています。

このような状況から、近隣市町や奈良市、京都市、大阪方面との時間距離短縮の上でも、幹線道路の拡幅やバイパス整備が望まれます。特に本町と木津川市加茂町、甲賀市信楽町を結ぶ基幹道である府道木津信楽線は、狭隘箇所の改良が一部進んでいますが、今後も整備促進が必要です。また宇治市方面への幹線道路として、本町の立地の向上が託される府道宇治木屋線の改良が重要な課題です。

また、高齢者も増えつつある現在、道路全般にわたって、人にやさしい道づくりの視点がますます重要となっています。

■ めざすまちの目標像

生活の利便性を高める道路ネットワークと、通勤通学が便利な交通ネットワークの実現をめざすとともに、子どもや高齢者、障がい者も安心して歩ける人にやさしい道づくりをめざす。

■ 施策方針

① 通勤通学に便利な道づくり

- 国道163号については、狭小区間の道路拡幅改良とともに、自転車・歩行者の安全確保のための早期整備促進を要望していきます。
- 主要地方道木津信楽線については、狭小区間の道路拡幅改良とともに、歩道整備を行い、安全な歩行者交通の確保を要望し、改良を促進します。また主要地方道宇治木屋線については、道路拡幅改良、離合箇所の確保、落石危険箇所解消のための防災措置等の更なる改善を要望するとともに、犬打峠トンネル化の早期整備促進を要望していきます。一般府道和束井手線、奥山田射場線についても改良整備を要望していきます。
- 町道整備では、主要地方道宇治木屋線、主要地方道木津信楽線へのアクセス機能を担う道路の整備を進め、その他の町道についても地域の実情に合わせた整備・改良を進めます。
- 橋梁については、門前橋及び祝橋の改修等を行います。

② 人にやさしい道づくり

- 道路の危険箇所の改良、歩道の設置等を進めます。
- 交通安全施設を順次設置します。
- 幼児教育、学校教育や高齢者を対象にした社会教育の場において、交通安全指導を推進します。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 通勤通学に便利な道づくり	国道163号早期整備促進の要望	●	●	●	その他：各種団体
	主要地方道木津信楽線の改良要望	●	●	●	その他：各種団体
	主要地方道宇治木屋線の改良及び犬打峠トンネル化の早期整備要望	●	●	●	その他：各種団体
	一般府道和束井手線改良整備要望	●	●	●	その他：各種団体
	奥山田射場線改良整備要望	●	●	●	その他：各種団体
2 人にやさしい道づくり	道路の危険箇所の改良と歩道の設置	●			
	交通安全施設の充実	●			
	交通安全指導の推進	●			※広域連合事業含む

第3節 公共交通

■ 現状と課題

公共交通は、JRバスの廃止後、奈良交通バスが木津駅と湯船小杉間を運行していましたが、平成14年度の運行開始から8年が経過する中で利用状況が大きく異なってきたため、平成22年10月から加茂駅までの運行に再編しました。また、一部の地区においては、生活路線を確保するために町営バスを運行していますが、利用者が少ない状況です。

今後高齢化が進むことも見据えて、更なる利便性の向上と新たな地域交通のあり方を検討する必要があります。

■ めざすまちの目標像

通勤通学、通院、買い物など日常生活で欠かせない地域交通システムが充実したまちをめざします。

■ 施策方針

① 路線バスの充実

- 利用者の増加を図るため、本町の財政負担を考慮しながら運賃補助やダイヤの見直しを検討します。
- 今後も利用促進に努め、高校生等の通学定期券の補助を継続して実施するとともに、高齢者への補助制度も検討します。

② 町営バスの維持

- 利用状況に見合った運行体制の見直しを図ります。

③ より便利な交通システムの構築

- 新たな交通システムを住民参加による話し合いと研究によって検討し、現在よりも便利な交通体系の構築をめざします。
- 新たな交通システムは、住民や民間企業との協働、ボランティア参画など、幅広い運営手法を検討するとともに、現在の奈良交通バスルートに加えて、高齢者などの交通弱者を対象とした移送サービスなどの一体的なあり方を検討し、多様なニーズをカバーできるものをめざします。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 路線バスの充実	路線バスの運賃補助やダイヤの見直しの検討	●		●	その他：バス会社
	高校生等の通学定期券の補助	●			
	高齢者への補助制度検討	●			
2 町営バスの維持	運行体制の見直しを図る	●	●	●	その他：バス会社
3 より便利な交通システムの構築	新たな交通システムの検討	●	●	●	その他：バス会社等

第4節 住宅

■ 現状と課題

本町では、若者を中心とした人口流出から、人口の減少や少子高齢化が進んでいます。住宅施策においても、若者の定住促進や少子高齢化に対応した施策を検討する必要があります。

本町の住宅ストックは持ち家主体であり、今後もその傾向は変わらないことが予想されますが、良好な借家ストックは、就業状況やライフスタイルの変化などから、今後一定の需要は予想されません。現状では、町営住宅が本町の借家ストックの中心となっていますが、新規需要に対応し難い状況であり良好な借家ストックが不足している現状です。本町における町営住宅の役割を再整理した上で、適切な対応を図る必要があります。

■ めざすまちの目標像

若年層の定住促進を図るため、自然環境やゆとりある居住空間を活かした住環境があり、子育てしやすいまちをめざします。

■ 施策方針

① 住環境の整備・充実

- 地域特性を活かしながら、地域に根ざした良質な住宅供給を図り、若者の定住や高齢者等に配慮した多様なニーズに的確に応えていくために、地域ごとの状況を踏まえた住まいづくりを展開し、魅力ある住環境の整備を図ります。
- 町営住宅については老朽化に対応して順次建替を行うとともに、福祉・医療との連携をより積極的に図り、高齢者のニーズに応じた良質な生活支援サービスを楽しむ町営住宅の供給促進を図ります。
- 子育てしやすい住宅環境整備を図る観点からも、町営住宅の質の向上、特に、子育てのしやすい安全性の高い良質なファミリー向けの住宅供給を図ります。
- 地域の空き家の有効活用策を検討します。

② 定住への支援

- 若者定住対策として、定住奨励金制度の実施を検討します。
- 住宅に関わる相談窓口の設置を検討するとともに、各種融資制度についてPRを進めます。
- 府営住宅の誘致を積極的に進めます。

③ I Jターンのための宅地分譲等の推進

- 豊かな自然環境や菜園などの付加価値を加えた自然共生型の住宅分譲地整備を検討します。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 住環境の整備・充実	民間住宅の適切な誘導	●		●	その他：事業所
	町営住宅の建替	●			
	ファミリー向けの住宅供給	●			
	地域の空家情報の収集と活用	●	●		
2 定住への支援	定住奨励金制度の実施	●			
	住宅相談の実施	●			
	府営住宅の誘致	●			
3 I Jターンのための宅地分譲等の推進	住宅分譲地整備	●	●	●	その他：事業所

第5節 公園・緑地

■ 現状と課題

少子化や子どもの遊びの多様化によって、公園が利用される機会が少なくなってきました。しかし、和東運動公園では老朽化した遊具の更新や除草作業など、利用者が安心して利用できる環境整備を実施しています。今後、こうした環境整備をいっそう促進し、誰もが憩える身近な公園整備の在り方を検討していく必要があります。

■ めざすまちの目標像

子どもから高齢者まで多様な住民が利用できる公園を地域とともに維持管理するまちをめざします。

■ 施策方針

① 多世代が憩える公園の環境整備

- 既存の公園を、子どもから高齢者までが一緒に憩える空間となるよう、地域住民の意見を参考に、必要に応じ改修整備を進めます。

② 地域とともに進める公園の維持管理

- 身近な憩いの場としての公園を地域の共有財産として維持するため、その管理の在り方を検討していきます。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 多世代が憩える公園の環境整備	公園改修整備の推進	●			
2 地域とともに進める公園の維持管理	公園の維持管理	●	●		

数値目標

指標名	単位	基準値	目標値	内容
			H27年度	
ブロードバンド敷設情報媒体の拡充	%	—	100	基準値＝H22年度 ブロードバンドを敷設し地上デジタル放送やインターネットサービスに取り組みます。
計画期間中に建て替える町営住宅の戸数	戸	—	10	基準値＝H22年度 平成27年度までに10戸整備

第 4 章

自然を守りともに暮らす
協働プログラム**第1節** 防災**第2節** 河川環境**第3節** 上下水道**第4節** 森林保全**第5節** 治山・治水**第6節** 環境・資源循環・エネルギー
数値目標

1

2

3

4

5

6

第1節 防災

■ 現状と課題

1

本町は山間部の多い地形から、台風などの風水害の発生時に河川の氾濫や土砂崩れ、倒木などによる道路や通信の寸断など不測の事態を招くことがあります。

2

併せて、昼間人口が少ないことから、自主防災体制が十分ではありません。地域防災力の要である消防団員も減少の一途をたどっており、これらの原因として、人口減少の過疎化、若年層人口の減少、就業者における被雇用者が占める割合の増加などあげられます。

3

このため、住民の防災意識の高揚のための啓発活動を進めていますが、今後は常備防災体制と地域住民との連携を密接に行いながら、災害に強い地域づくりのための地域防災体制の早期整備を進めるとともに、危険箇所の把握などを定期的に行う防災パトロールの強化が必要です。

4

5

■ めざすまちの目標像

6

さまざまな災害を想定し、常備防災と自主防災がしっかりと連携した安全・安心のまちをめざします。

■ 施策方針

① 防災体制の整備

- 「地域防災計画」に基づき、災害時の迅速な避難、救助体制の強化を図ります。
- 防災及び災害時情報提供のために、高速通信網・緊急情報システムの整備を進めます。
- 消防団の機動力を高めるとともに、消防団OBなど昼間在宅している住民による自主防災組織の強化を図ります。
- 災害時要援護者の支援のネットワークをつくり、災害時の対応を定めます。

② 災害時への備え

- 防災パトロールによる危険箇所の把握に努め、災害の未然防止に努めます。
- 保安林の改修・整備を進めます。
- 防災用資機材と生活資材の適正な備蓄に努めます。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 防災体制の整備	避難、救助体制の強化	●	●		
	緊急情報システムの整備	●			
	自主防災組織の強化	●	●		
	災害時要援護者支援ネットワークの構築	●	●		
2 災害時への備え	防災用資機材と生活資材の備蓄	●			
	危険箇所の把握	●			
	保安林の改修・整備	●			

第2節 河川環境

■ 現状と課題

1

鷲峰山系や笠置山系及び滋賀県境の山系に源を発した和束町の各河川は、和束川となって町の中央を流れています。私たちの生活は、河川環境と深く関わっており、きれいで豊富な水資源を維持するためには私たち一人ひとりが川を汚さないよう保全に努めるとともに、自然を大切にする生活を心がける必要があります。

2

しかし近年、森林の荒廃にともなって、和束川をはじめ、町内を流れる河川の水量が減少し、同時に急傾斜地での崩壊の恐れも招いています。このため、これまで進めてきた河川改修や治山・治水事業に加え、山林が本来持つ公益機能を再生する取組が一層必要です。

3

河川の水質については、徐々に改善されてきていますが、その原因となる各家庭等からの排水の流入を一層抑えるため、公共下水道事業や浄化槽設置の推進を今後も進め、環境にやさしい農業の普及によって解決を図る必要があります。

4

5

■ めざすまちの目標像

6

きれいな河川環境の保全のために、川を汚さない暮らしに努めるとともに、誰もがきれいな河川に親しめる空間の創出をめざします。

■ 施策方針

① 森林の保水機能の向上

- 河川水量の減少をくい止めるため、人工林の保育及び広葉樹林への転換に対する支援を行います。

② 水害の防止

- 水害防止のため、河川の計画的な改修を図ります。また、近自然工法により、河川環境の保全に配慮します。

③ 水質の改善

- 主に農業排水と生活排水によって汚染が進む河川の水質を改善するため、環境にやさしい農業を進めるとともに、公共下水道の整備・接続促進と浄化槽の普及を図ります。

④ 河川環境の整備

- 和束町のシンボルである和束川について、環境を保全し、河川に親しめる空間を創出するため、除草、散策路整備などの環境整備や修景を働かけます。
- 河川の散乱性ごみを除去するなど、住民が主体となった河川美化運動を促進します。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 森林の保水機能の向上	人工林の保育及び広葉樹林への転換支援	●			
2 水害の防止	自然工法などを取り入れた河川の計画的な改修	●			
3 水質の改善	環境にやさしい農業の推進		●		
	公共下水道の整備・接続促進と浄化槽設置の推進と支援	●	●		
4 河川環境の整備	和束川の環境整備や修景促進	●	●	●	
	河川美化運動の展開		●		

第3節 上下水道

■ 現状と課題

1

本町では、中央簡易水道統合整備事業を完成（平成17年度）させるなど、町全域において良質でおいしい水の供給体制を確立しています。

2

しかし、水源となっている各河川については各世帯等からの排水の流入によって水質の悪化が依然として進んでいます。このため、河川環境の保全とともに公共下水道整備事業を今後も進める必要があります。

3

きれいで豊富な水資源を維持するためには、下水道への接続を促進し、きれいな水の循環システムを整備するだけでなく、私たち一人ひとりが節水に努めるとともに川を汚さないなど、自然を大切にする生活を心がけなくてはなりません。

4

5

■ めざすまちの目標像

6

安全でおいしい水を提供するとともに、きれいな水環境をめざし、下水道整備を進め、各世帯の接続を促します。

■ 施策方針

① 水道施設の改良と管理

- ・簡易水道について、水質管理を行い、今後も安全でおいしい水を保持するとともに、老朽化施設のすみやかな敷設替によって安定した供給に努めます。

② 水道事業の健全な運営

- ・簡易水道事業の健全な運営のために、水道料金の適正化を常に検討します。

③ 公共下水道事業推進

- ・供用を開始した地区について、住民に理解を求めながら、各世帯から下水道本管へのすみやかな接続を促進します。

④ 浄化槽の普及促進

- 公共下水道事業の計画区域外の地区を対象に、浄化槽の設置の推進と支援を継続し、水洗化を促進します。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 水道施設の改良と管理	水道施設の改良と管理	●			
2 水道事業の健全な運営	簡易水道事業の健全な運営	●			
3 公共下水道事業推進	下水道整備の推進	●			
	下水道本管へのすみやかな接続の促進	●	●		
4 浄化槽の普及促進	浄化槽設置の推進と支援	●	●		

1

2

3

4

5

6

第4節 森林保全

■ 現状と課題

1

和束町は、町域のうち76%が山林で、標高686.7mの鷲峰山を最高峰として、町のどこからも豊かな山林をのぞむことができる自然豊かなまちです。特に鷲峰山の山頂と東方斜面は、「京都府歴史的な自然環境保全地域」に指定されており、天然林の宝庫となっています。これらの森林は、水源かん養、自然災害の防止、水質の浄化、多様な生物種の保護などの効用に加え、地球規模の課題である温室効果ガスを吸収する働きがあり、町域のみならず広い意味でわが国の環境や地球環境への貢献を果たしています。

2

山林全体の42.3%を占めるのは、スギ・ヒノキの人工林ですが、林業は木材需要の低迷などによって生産活動が停滞しています。このため、間伐・保育が適切に実施されていない人工林が増大し、水源かん養や、大雨や地震等の自然災害防止にもつなげる土壌の強化作用などの公益機能が脆弱となりつつあります。

3

また、町内には茶畑をはじめとする山村景観が見られ、平成20年1月には町内4カ所の茶畑が、「宇治茶の郷 和束の茶畑」として京都府景観資産登録第1号に指定され、また、同年3月には「和束町の宇治茶の景観」として京都府の文化的景観に選定されました。

4

今後は、京都モデルフォレスト運動の積極的な受入れなどによる森林の保全と茶畑景観を守る取組を進める必要があります。

5

6

■ めざすまちの目標像

和束町の資産であり、住民の暮らしを災害から守る森林を未来に継承する取組を進めます。

■ 施策方針

① 森林保育に対する支援の充実

- 森林保全を図るため、間伐などの森林保育事業について、京都モデルフォレスト運動の積極的な受入れを進めます。
- 森林保育に対する補助事業など、和束町森林組合に対し支援の充実に努めます。

② 広葉樹林への樹種の転換

- 複層林施業を進め、長期的な展望に立って広葉樹林への樹種の転換を図ります。
- また、森林保全について、学校教育や森林レクリエーションの場において、広く啓発を進め、森林施業に携わるボランティアを育成します。
- 間伐材については、加工品などへの有効利用を図ります。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 森林保育に対する支援の充実	京都モデルフォレスト運動の受入れ	●	●	●	その他：森林組合
	森林保育支援の充実	●		●	その他：森林組合
2 広葉樹林への更新	複層林施業の推進	●	●	●	その他：森林組合
	森林ボランティアの育成	●	●	●	その他：森林組合
	間伐材の有効利用	●	●	●	その他：森林組合

第5節 治山・治水

■ 現状と課題

1

本町のかげがえのない豊かな森林と河川環境の保全とともに自然災害の未然防止のためには積極的に治山・治水に取り組んでいく必要があります。

2

そのために、町内危険箇所の把握に努めるとともに、山地崩壊危険箇所の順次改修を進める必要があります。また、森林保全のための植林や下草刈り、間伐、枝打ち、林道整備などを支援する京都モデルフォレスト運動の積極的な受け入れを行い、住民生活と自然資源を守る治山・治水事業との連携を図る必要があります。

3

4

■ めざすまちの目標像

5

森林の水源かん養機能等を高めるとともに、山地崩壊危険箇所の解消をめざします。

6

■ 施策方針

① 治山・治水

- 山地崩壊や土砂流出を防止するため、山地崩壊危険箇所の改修事業を進めます。
- 京都モデルフォレスト運動の積極的な受け入れを進めます。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 治山・治水	山地崩壊危険箇所改修事業	●	●		
	京都モデルフォレスト運動の受け入れ（再掲）	●	●	●	その他：森林組合

第6節 環境・資源循環・エネルギー

■ 現状と課題

私たちの暮らしは多くの資源・エネルギーを消費することで成り立っています。地球温暖化の進行とともに地球環境は私たちの暮らしを維持していくための負荷に耐えられないほど脆弱であることが知られるようになり、地球の資源の効率的な循環と石油に代わる代替エネルギーへの期待が高まっています。

このため、間伐材の利用や私たちの排出する生活ごみを循環する資源のひとつとして繰り返し利用していくシステム、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を構築する必要があります。

本町では、相楽東部クリーンセンターで一般廃棄物を処理していますが、最終処分場や不燃物の埋立地の確保は全国的にも限界と言われており、資源循環型社会をめざすことは国民的な課題となっています。このため、資源のリサイクルとできるだけごみを出さない生活を心がけながら、ごみの減量化・省資源化・再資源化をいっそう進め、地域の資源循環システムを築いていく必要があります。

今後は、住民一人ひとりがごみ問題や資源循環などへの意識をいっそう高めるとともに、太陽光などの新たなクリーンエネルギー利用を積極的に進めるために住民と行政が環境・資源エネルギー循環への意識を共有し、ともに取り組んでいけるしくみが必要です。

■ めざすまちの目標像

温室効果ガスの削減や地球の資源を大切にするため、資源が地域で循環するまちをめざし、緑豊かな和束町が地球環境に果たせる役割をみんなで考え、環境にやさしい暮らしを実践します。

■ 施策方針

① 省資源化・リサイクルの推進

- ごみ減量化に取り組むための啓発を進め、消費生活や経済活動などさまざまな局面で、住民や事業所が主体となったごみのいっそうの減量化を進めます。
- 省資源化・リサイクルについて、住民や事業所の理解と実践を図り、多様な学習機会を設けます。その一環として新たな法律や条例等について、住民や事業所への周知を促します。
- 区・自治会や団体が主体的に行うリサイクル活動などの促進を図ります。
- 学校給食や家庭ごみ等の堆肥化によって有機栽培などを進め、給食、配食サービスへ食材を提供するシステムを検討します。

② 環境にやさしい商品提供と消費

- J A、商工会などと連携し、各事業所で過剰包装等の見直しや原料・容器のリサイクルを図り、省資源、リサイクル型商品の提供を進めます。
- 経済団体の取組や住民の自主活動を通じて、消費者の環境に対する意識を高め、環境や健康に配慮した商品や簡易包装を志向する消費を促します。

③ 最終処分場の確保

- 不燃性のごみなどの最終処分場確保に取り組みます。

④ 不法投棄防止

- 林道などへの不法投棄について、今後もパトロールを実施するとともに、取締り体制を強化します。
- 河川や幹線道路のポイ捨てごみ対策としては、沿道看板で呼びかけます。また、住民による身近な地域や和束川の環境美化運動を積極的に進めるとともに、これらの取組に対し支援を行います。

⑤ 新エネルギーの導入

- 太陽光等クリーンエネルギー等の導入を検討します。
- 公用車の低公害車の導入を進めます。

⑥ 環境にやさしい生活の実践

- 住民と行政がともに環境に対する負荷の少ないまちづくりに取り組むための指針として、「環境基本計画」を策定します。
- 計画に基づいた環境にやさしい生活の在り方を、学校教育などの場を通じて共有するとともに、N P O、消費者グループやボランティアグループの育成を図り、一人ひとりが環境の保全・美化及び資源循環について考え、実践し、協力するまちをめざします。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 省資源化・リサイクルの推進	省資源化・リサイクルの啓発	●	●		
	古紙回収活動などへの支援	●	●		
	学校給食や家庭ごみ等の堆肥化と活用	●	●		
2 環境にやさしい商品提供と消費	省資源、リサイクル型商品の提供	●		●	その他：事業所
	環境に配慮した消費活動の促進	●	●	●	
3 最終処分場の確保	不燃性ごみなどの最終処分場確保の検討	●			
4 不法投棄防止	不法投棄パトロールの実施と取締り	●			
	環境美化運動の推進	●	●		※広域連合事業含む
5 新エネルギーの導入	クリーンエネルギー導入の検討	●			
	低公害車の導入	●			
6 環境にやさしい生活の実践	「環境基本計画」策定	●			
	省資源化・リサイクルの啓発	●	●		

数値目標

指標名	単位	基準値	目標値	内容
			H27年度	
防災行政無線整備	%	—	100	基準値＝H22年度 町内企業・職場への啓 発を行います。
公共下水道への接続率	%	50	70	基準値＝H21年度 広報活動を定期的に行 い、住民に周知を図る。
森林ボランティアの育成	人	—	30	基準値＝H22年度
ごみの年間排出量の減量	kg	152	125	基準値＝H21年度 可燃ごみ住民一人当年 間排出量
低公害車の導入	台	5	15	基準値＝H22年度 環境型公用車への代替 をめざす。

第 5 章

和束のブランドを高める 協働プログラム

第1節 農林業

第2節 商工業

第3節 交流産業

第4節 新たな産業の創出

数値目標

1

2

3

4

5

6

第1節 農林業

■ 現状と課題

1 <茶産業>

和束町は「茶どころ」として、また府内一位の宇治茶の産地として宇治茶のブランドを支えています。また、本町の茶畑景観は、「宇治茶の郷 和束の茶畑」として「京都府景観資産地区」に登録(第1号)され、また「和束町の宇治茶の茶畑景観」として「京都府選定文化的景観」に選定されるなど「茶源郷和束」のイメージは高まっており、茶畑の景観や、茶摘の光景、全国でも有数の高い品質を誇る味と香りは、ここにしかない和束町の誇りでもあります。

平成20年度における茶園面積は554.2ha、荒茶生産量は1,410t、荒茶生産額は29億3,080万円で、府下に占める割合は茶園面積37.1%、荒茶生産量48.0%、荒茶生産額37.3%と府下一位となっています。

しかし、生産された茶のほとんどは「和束茶」ではなく、「宇治茶」として市場に流通しています。このことから、これまで、生産者、商工会、行政などが、缶入緑茶の生産・販売、茶の有機栽培、海外への輸出、都市部のホテルとの共同企画による販売促進等に取り組むなど「和束茶」のブランド化を果たそうとする試みがなされてきました。

また、雇用促進協議会が茶産業を核とした人材育成や情報発信に取り組み、平成20年には、和束茶の情報発信拠点として「和束茶カフェ」がオープンしました。しかし、「和束茶」がブランドとして一般に広く流通する段階にはまだ至らず、今後は「和束茶」のブランド化を民間団体や生産者が主体となって積極的に進めるとともに「宇治茶の主産地 和束」としていっそうアピールする必要があります。

このような民間の取組をバックアップするためにも、商工業など他の地場産業について、茶産業と連携した展開を図るとともに、すべての産業が連携した交流産業を育てることが求められます。今後は「宇治茶」としての生産・流通を維持しながらも「茶源郷和束」を、観光地としてPRし、お茶をはじめとするまちの地域資源を活用しながら農・林・商・工の各産業と行政が、それぞれの役割を果たしながら取り組む必要があります。

2 <茶業以外の農業>

農家数の減少が続く中で、しいたけや花菜、トマト生産などが町内の一部で取り組まれています。生産規模は小さく、今後茶業とともに観光と連携した対応を促進する必要があります。

3 <林業>

わが国の林産業は木材需要の低迷などによって生産活動が停滞しています。また、地球温暖化の抑制とともに生物多様性環境の保護などから、今後は輸入材の活用もこれまでよりもむしろ少くなると予想されます。このため、わが国の森林資源の重要性が増すものと思われれます。

本町の林業においては、特に厳しい経営が続く中で保育もままならない状況ですが、森林整備は、公益機能向上の観点から、京都モデルフォレスト運動の積極的な受入れなど、公的な支援を図るとともに、自然にふれる機会を提供する森林レクリエーションなどの展開を進めることが求められます。

<有害鳥獣対策>

近年、鳥獣被害は甚大かつ深刻となっています。特に猿による被害が大きく、過疎化と高齢化等により里と猿との境界の役割を果たしていた集落周辺の里山に人の手が入らなくなったことにより、里山には木が密集し、針葉樹の植林により猿の餌となる草木や昆虫が育ちにくくなり、餌となる作物や昆虫が容易にとれる畑を荒らすようになっていきます。

このような状況にあって、これまで農作物に対する猿害を防ぐため、電気柵や防除ネット、捕獲により対応をしてきましたが、今後とも近隣市町村や住民をはじめとして関係団体と協力しながら鳥獣被害に強い農林業をめざす必要があります。

■ めざすまちの目標像

良質で高級な茶を生産できる優良な生産基盤を維持し、「茶源郷和東」ブランド茶の普及を進めるとともに、安全・安心でおいしい農産物の生産及び、生産者や地域が小売店や消費者と直結した販売ルートの確立で高収益の農業をめざします。また、森林保全と木材の有効活用のために必要な人材を確保します。さらに、鳥獣被害対策に取り組みます。

■ 施策方針

① 生産基盤強化への支援

- 茶産地としての生産規模を守るとともに、茶畑の保全をめざすため、農作業受委託による遊休農地の有効活用や、機械化に対応した生産基盤の整備への支援を行います。
- 茶畑以外の田畑についても、農地保全の観点から、生産基盤整備や農作業受委託による有効活用を図るとともに取組への支援を行います。
- 有機栽培の取組みなど付加価値向上のための取組を支援します。
- 農産物加工施設の整備などによる新たな雇用の場づくりを検討します。

② 農林業の担い手の育成と確保

- 農林業従事者の高齢化と後継者不足に対応するために新たな農業の担い手の育成に向けた取組を進めます。

③ こだわりの多彩な農産物づくりの推進

- 来訪者へ提供するため、安心でおいしい有機野菜の栽培などこだわりの「和東ブランド」の農産物づくりへの取組に対して支援を行います。

④ 消費者と直結した多様な販売ルートづくり

- 交流産業と連携し、和束茶や有機野菜等の町内での販売や町外への通信販売などの取組に対して支援を行います。また、食材として学校給食等への提供を検討します。

⑤ 林業への支援

- 森林組合への支援に努め、森林の保全・活用を進めます。
- 森林公園（遊歩道）の整備に努めます。

⑥ 鳥獣被害対策

- 侵入対策として、電気柵や防除ネット等資材の整備を進めます。
- 個体数を減らす対策として、捕獲用具の整備及び捕獲班員の育成を図ります。
- 周辺環境を改善する対策として緩衝帯の設置などを検討します。

1

2

3

4

5

6

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 生産基盤強化への支援	遊休農地の有効活用や生産基盤の整備	●	●		
	生産基盤整備や農作業受委託の推進	●	●	●	その他：JA等
	有機栽培の推進	●	●	●	その他：事業所
	農産物加工施設の整備	●	●	●	その他：事業所
2 農林業の担い手の育成と確保	農林業の担い手の育成	●	●	●	その他：JA・森林組合等
3 こだわりの多彩な農産物づくりの推進	こだわりの農産物づくりへの支援	●	●	●	その他：JA等
4 消費者と直結した多様な販売ルートづくり	交流産業と連携し、和東茶や有機野菜等の町内での販売や町外への通信販売などの取り組みに対して支援を行います。また、食材として学校給食、高齢者介護施設等への提供を検討します。	●	●	●	その他：JA・関係団体等
5 森林組合への支援	森林組合への支援	●			
	森林公園や遊歩道の整備	●	●	●	その他：森林組合等
6 鳥獣被害対策	侵入防止柵等資材の整備	●	●		
	捕獲班員の育成	●	●	●	その他：関係団体等
	緩衝帯の設置検討	●	●	●	その他：自治会等

第2節 商工業

■ 現状と課題

1

町内には商店が点在していますが商店街はなく、住民の消費購買の多くは町外の大型スーパーなどに流出しています。

2

また、商店数は少しずつ減少しています。

3

工業については、事業所数42（平成15年度）から44（平成20年度）と微増していますが、従業員数は187人（平成15年度）から273人（平成20年度）で86人、率にして32%増加しています。一方で、製造品出荷額は28億89百万円（平成15年度）から21億18百万円（平成20年度）と率にして24%減少しています。

4

本町の商工業の活性化を図るためには、高齢社会にふさわしい商業サービスの提供や観光客のニーズに合わせた観光交流サービス業の振興が必要であり、特に、茶どころならではの商品の品揃えなど特徴を出していくためには、農林業と連携しながら事業を進めていくことが必要です。

5

また、「宇治茶」としての大量出荷・流通を維持しながらも、「茶源郷和束」ブランドをいっそう意識しながら、独自の商品の開発のために農業・林業・商業・工業の各産業と行政が連携し協働による活性化に取り組む必要があります。

6

一方、雇用の場の創出の観点からも茶どころとしての立地を活かした新たな企業誘致を進める必要があります。

■ めざすまちの目標像

車を運転しない高齢者にも配慮した地域商業を確保します。また、雇用確保のため企業誘致を進めます。

■ 施策方針

① 和束町商工会への支援

- 地域商工業の育成を図るため、商工会活動に対する支援の充実に努めます。

② 人と環境にやさしい商業展開への支援

- ・高齢社会に対応した商業サービスや環境にやさしい商品の取扱い及びリサイクルなどの取組に対する支援の充実に努めます。

③ 雇用の確保のための企業誘致の推進

- ・若者の定住・就労対策も視野に入れ、環境にやさしい優良企業の誘致を検討します。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 和東町商工会への支援	商工会活動への支援	●		●	その他：商工会
2 人と環境にやさしい商業展開への支援	人と環境にやさしい商業展開への支援	●		●	その他：商工会
3 雇用の確保のための企業誘致の推進	優良企業の誘致	●			

第3節 交流産業

■ 現状と課題

1

これまで、「茶源郷のもてなしネットワーク」の整備をめざして観光客に「和束茶」に親しんでもらえるよう、和束茶の情報発信拠点の「和束茶カフェ」を開設（平成20年度）し「和束茶」ブランドの周知と「茶どころ和束」のPR及び「和束茶」の販売促進を進めてきました。

2

また、「京都府景観資産登録第1号」及び「和束町の宇治茶の茶畑景観」に指定された茶畑景観を「茶源郷和束」の新たな観光資源として情報発信を進めるとともに、イベントへの積極的な参加・参画をはじめとして様々な機会を通じて「茶源郷和束」のPRの充実を図っています。

3

一方で、本町の豊かな自然に囲まれた湯船森林公園をグリーンツーリズムの拠点として体験観光の場づくりや身近に自然に親しめる機会づくりを進めてきました。

4

しかし、これまでのところ観光入込客は、年間約5万4千人（平成20年度）で観光消費額は3千800万円（平成20年度）と一人あたりに換算すると711円にとどまっています。

5

今後は、国が進める観光立国政策との連携を視野に入れながら、「茶源郷和束」への観光誘致活動をいっそう進めるために「茶どころ和束」の積極的なPRを図り、お茶をはじめ自然や歴史文化などの本町の地域資源を活用するために、農業・林業・商業・工業の各産業がそれぞれの役割を果たしながら交流産業の振興に取り組む必要があります。さらに、近隣市町村との連携による広域観光の推進を進める必要があります。

6

■ めざすまちの目標像

「茶源郷和束」の知名度を高め、地域資源の活用と2次・3次産業との融合等による農業・農村の「第6次産業化」を推進するとともに、年間25万人が訪れる交流産業を形成します。

■ 施策方針

① 茶源郷のもてなしネットワーク整備

- 和束茶カフェを拠点に町内の茶製品販売施設や農家などを、来訪者をもてなす拠点「和束縁側カフェ」（仮称）と位置づけ、和束茶とともに菓子などをふるまう喫茶・軽食機能を配します。また、各店を巡るルートは「茶源郷街道」（仮称）と位置づけ、案内看板やパンフレットなどによってPRを進めます。
- 推進体制として、商工会や意欲ある事業所が先導し、生産者、産品開発グループなどの幅広い住民参加を得ながらネットワークを築き、町は支援を行います。
- 茶源郷のもてなしの中核施設として運営されている和束茶カフェについて飲食・喫茶、茶文化

- 学習、地元産品販売等の機能拡充を図ります。
- 茶畑の景色を展望できる休憩所を設置します。

② 観光情報の発信及び案内機能の設置

- 宣伝物やマスコミを活用して茶源郷和東のPRを幅広く展開します。また、一度和東町を訪れた来訪者などを会員とした「茶源郷倶楽部」（仮称）を創設し、季節ごとの観光・イベント情報の提供や通信販売による茶などの特産品提供を図ります。
- 町内での観光案内については、和東茶カフェ及び各「和東縁側カフェ」（仮称）をインフォメーションセンターとし、沿道看板での案内機能を強化します。
- 京阪神都市部での和東茶のPRを、大学や企業と連携して進めます。
- 観光ボランティアの養成を進めます。

③ 産品開発拠点の整備

- 地域の住民が主役となった茶源郷和東の産品開発グループの育成し、その活動拠点となる施設の整備を進めます。

④ 湯船森林公園の活性化

- 湯船森林公園をグリーンツーリズムの拠点と位置づけ、釣りや農業体験、林業体験などの体験型観光を推進します。また、森林インストラクターの確保によって自然学習の場として活用するとともに、桜の名所として親しまれるよう整備を進めます。

⑤ 東海自然歩道の整備

- 自然豊かな鷲峰山をもっと多くの人々に訪れてもらうよう条件整備を進め、ハイキングコースとしての整備、充実を図ります。

⑥ 歴史文化体験のための環境整備

- より多くの人々が町内の歴史文化資源に親しむことができるよう、文化財の周辺環境整備やPRに努めます。また、恭仁京東北道（恭仁京～紫香楽宮）の復元に取り組みます。

⑦ 広域連携による観光振興

- 近隣市町村やガイドボランティア団体等との広域的な観光ネットワーク整備に取り組みます。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 茶源郷のもてなしネットワーク整備	「和東縁側カフェ」（仮称）と「茶源郷街道」（仮称）の設置・整備推進	●	●	●	その他：事業所、関係団体
	和東茶カフェの機能充実と展望機能のある休憩所の設置	●	●	●	その他：関係団体
2 観光情報の発信及び案内機能の設置	茶源郷和東のPRの推進	●		●	その他：事業所、関係団体
	「茶源郷倶楽部」（仮称）の展開	●		●	その他：事業所、関係団体
	案内機能の充実	●		●	その他：事業所、関係団体
	京阪神都市部での和東茶のPR	●		●	その他：事業所、関係団体
	観光ボランティアの養成	●	●	●	その他：事業所、関係団体
3 産品開発拠点の整備	産品開発拠点の整備	●		●	その他：事業所、関係団体
4 湯船森林公園の活性化	湯船森林公園での農業体験や林業体験の推進	●	●	●	その他：関係団体
	桜の名所づくり	●	●		
5 東海自然歩道の整備	鷲峰山の散策路等整備	●			
6 歴史文化体験のための環境整備	文化財の周辺環境整備やPR	●		●	※広域連合事業含む その他：事業所、関係団体
	恭仁京東北道の復元	●		●	※広域連合事業含む その他：関係団体
7 広域連携による観光振興	恭仁京東北道の復元広域的な観光ネットワーク整備	●		●	その他：関係団体

第4節 新たな産業の創出

■ 現状と課題

これからの産業振興については、福祉・介護・健康サービスや環境・新エネルギーなどに成長分野としての期待が高まっています。また、安心・安全の観点から耐震化住宅やバリアフリー社会に対応したサービス需要も見込まれます。

和東町の産業振興を進めるためには、このような社会経済の流れと新たな産業需要動向を十分に踏まえ、地域特性を十分に活かしながら住民、事業者及び行政がそれぞれの立場で経験と技術、発想力を駆使して「茶源郷和東」の新たな産業を興していく必要があります。

■ めざすまちの目標像

地域特性を十分に活かしながら住民、事業者及び行政がそれぞれの立場で経験と技術、発想力を駆使して「茶源郷和東」の新たな産業を興します。

■ 施策方針

① 和東の地域特性を活かした新産業プロジェクトの創設

- 「茶源郷和東ブランド」の地場産品の開発を促進するために、商工会などの事業者団体を中心に、地元企業・事業所及び住民によるものづくり団体の連携体制を構築します。

② 高齢社会に対応した新産業の担い手の育成

- 福祉分野への就業や転業をめざす人が和東町に住みながら、訪問介護員の資格取得研修などによる資格取得ができるよう支援体制の充実を図ります。

③ 各産業の活性化を図る交流・連携の促進

- 農業、商業、サービス業、工業の各産業が連携することによって、人材交流、技術交流、情報交流の促進を図ります。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 和束の地域特性を活かした新産業プロジェクトの創設	「茶源郷ブランド」のものづくり団体の連携体制構築	●	●	●	その他：商工会・事業所等
2 高齢社会に対応した新産業の担い手の育成	福祉産業の育成	●		●	その他：福祉協議会等
3 各産業の活性化を図る交流・連携の促進	産業の活性化のための関係機関の連携強化	●	●	●	その他：商工会・各種団体等

数値目標

指標名	単位	基準値	目標値	内容
			H27年度	
和束ブランドの開発件数	件	1	10	基準値＝H22年度
観光入込客数	人	58,000	100,000	基準値＝H21年度
観光ボランティア数	人	—	20	平成22年度現在、団体はなし。
和束茶カフェ倶楽部会員数	人	0	5,000	基準値＝H21年度 和束茶カフェのリピーター数

第 6 章

住民・事業者・行政が 共に進める協働プログラム

第1節 住民参画のまちづくり

第2節 情報公開

第3節 行財政・地域経営

第4節 広域行政

数値目標

第1節 住民参画のまちづくり

■ 現状と課題

1

地方分権の機運の高まりの中、自分たちのまちのことは自分たちで考え、話し合い、決定するという自己決定・自己責任の姿勢がこれまで以上に求められます。

2

また、行政が中心ではなく、地域づくり、まちづくりの主役は住民という視点にたつて、「全員参加のまちづくり」の手法に切り替えていく必要があります。今後は一人ひとりの住民や各種団体、事業所に参画を促し、お互いにまちを担うパートナーという認識を持てるよう、ともに考えともに取り組む協働の仕組みが重要です。

3

そのため、まちづくりを住民と行政のパートナーシップをもとに進め、より効果的、効率的に実現できるよう進行管理していかなければなりません。

4

そして、このような住民主体のまちづくりをしっかりと応援する行財政運営をめざして、住民ニーズを的確に把握し、そのためのサービスをより効果的、効率的に提供できるよう、政策形成能力を高めながら、財政の重点的配分とスクラップ&ビルド、事務事業の効率化、相楽東部広域連合、相楽郡広域事務組合等による広域行政の推進など、積極的な行財政改革を進める必要があります。

6

■ めざすまちの目標像

計画立案から実施に至るまで、住民や事業所が主体的にまちづくりに参画します。
また、地域住民の主体的な活動によってまちの活力を高めます。

■ 施策方針

① パートナーシップによるまちづくりの推進

- 計画立案など、各種協議の場に若者や勤め人などより多くの住民が参画できるよう、呼びかけや開催形態などの工夫を行います。
- 住民と行政がともにまちづくりを評価できるよう、住民満足度や成果重視の視点から施策事業の実施に努めます。

② 主体的な住民活動の推進

- まちづくりに貢献するNPOや地域住民が主体となって地域やテーマごとに自主的な活動を進められるよう、積極的に支援します。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 パートナーシップによるまちづくりの推進	地域活動、団体活動への支援	●	●	●	
2 主体的な住民活動の推進					

第2節 情報公開

■ 現状と課題

1

住民が主役のまちづくりを進めるには、事業の推進にあたってこれまで以上に広報や啓発の機会を持つとともに、和東町情報公開条例及び関係行政機関の公開条例に基づいた住民への情報公開に努める必要があります。また、まちづくりや地域づくりのリーダーを育成し、研修や実践を通して、住民主体のまちづくり活動を支援・育成していく必要があります。

2

3

■ めざすまちの目標像

4

住民誰もがまちづくりのを知ることができ、自由に意見を出せる多様な機会があるまちをめざします。

5

6

■ 施策方針

① 広報の推進

- 多様な広報手段及び協議会などの住民参加の機会において、住民や各種団体、事業所がまちづくりに参画する意識の向上を図ります。

② 広聴の推進

- 地区懇談会や住民アンケート調査及びパブリックコメントなどを通じて住民の意見がまちづくりに反映できる機会の充実に努めます。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 広報の推進	広報による啓発	●	●		※広域連合事業含む
2 広聴の推進	多様な広聴実施	●	●		※広域連合事業含む

第3節 行財政・地域経営

■ 現状と課題

地方分権がますます重要視される中、和束町も、自分たちのまちのことは自分たちで考え、話し合い、決定するという自己決定・自己責任の姿勢がこれまで以上に求められます。

また、地域づくり、まちづくりの主役は「住民」という視点にたつて、住民や各種団体、事業所に参画を促し、お互いにまちを担うパートナーとしてともにまちづくりに取り組む協働の仕組みが求められます。

このため、種々の事業の推進にあたっては、積極的な情報公開を行い、住民と行政がともに情報の共有を図ることが求められます。

また、まちづくりや地域づくりのリーダー育成のために、さまざまな研修やまちづくりの実践を通して、住民主体のまちづくり活動を支援・育成していく必要があります。

このような住民主体のまちづくりを支援するために、効率的な行財政運営を進め、的確な行政サービスの提供に努める必要があります。

■ めざすまちの目標像

健全な財政のもとに費用対効果の高い効率的な行政運営を進めます。

■ 施策方針

① 費用対効果を追求する行財政マネジメントの推進

- 行財政改革を引き続き進めるために、実施事業の成果を的確に評価するまちづくり評価システムの導入を検討します。
- 評価システムの導入によって、事業実施にあたっては費用対効果の高い行財政運営を進めます。
- 実施事業の行政評価を検証するために住民の暮らしや満足度という成果に基づいた行政サービスの推進に努めます。

② 職員の能力の向上と活用

- 職員のより一層の政策形成能力の向上を図り、行政サービスの高度化に対応できるよう、研修や学習の機会の充実に努めます。

③ 民間活力の導入

- 指定管理者制度による施設運営などの民間委託の推進、補助金の適正化など効率的な行財政運営を図ります。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 費用対効果を追求する行財政マネジメントの推進	まちづくり評価システムの検討	●			
	費用対効果の高い行財政運営	●			
2 職員の能力の向上と活用	職員の研修や学習の機会の充実	●			
3 民間活力の導入	指定管理者制度の導入など	●			
	補助金の適正化	●			

第4節 広域行政

■ 現状と課題

平成20年度に和束町、笠置町及び南山城村でつくる相楽東部広域連合が発足し、平成21年度には全国でもはじめての取組として、相楽東部広域連合教育委員会が発足しました。現在、相楽東部広域連合では、教育委員会のほか、広報誌の発行、ごみ処理、障がい者自立支援、要保護児童対策地域協議会、福祉有償運送運営協議会に関する施策を管轄しています。

また、和束町は、相楽郡広域事務組合（和束町、木津川市、笠置町、精華町、南山城村）に所属し、文化、人材育成、スポーツ、観光、し尿処理等を共同で行っており、事業のスケールメリットを図る上で、今後も広域行政を積極的に進める必要があります。

■ めざすまちの目標像

相楽東部広域連合などにより、スケールメリットを最大限に引き出せる広域行政を進めます。

■ 施策方針

① 広域行政の推進

- 広域で対応した方がより効率的、効果的な行政分野について住民や構成町村と協議しつつ、相楽東部広域連合などによる広域行政を今後も積極的に推進します。
- 相楽郡広域事務組合による広域の地域振興を図ります。

② 将来の広域行政の検討

- 将来の検討課題としての市町村合併については、住民参加のもとに、現在の広域行政などの状況を把握し、十分に検討しながら対応します。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 広域行政の推進	相楽東部広域連合による広域行政の推進	●		●	その他：広域連合事業
	相楽郡広域事務組合による広域行政の推進	●		●	その他：相楽郡広域事務組合事業
2 将来の広域行政の検討	市町村合併の調査、研究、検討	●	●	●	その他：近隣市町村

数値目標

指標名	単位	基準値	目標値	内容
			H27年度	
和束町ホームページアクセス数	件	136,000	200,000	基準値＝H21年度
公債費負担適正化計画	%	21.3	18.0	基準値＝H21年度 事業の見直しと公債費の抑制

資料

- 1 和束町総合計画審議会設置条例
- 2 和束町第4次総合計画審議会委員
- 3 和束町第4次総合計画諮問書・答申書
- 4 策定経緯
- 5 用語説明集

1 和東町総合計画審議会設置条例

平成元年3月24日
条例第3号

1 (趣旨)

第1条 この条例は、和東町住民の福祉を増進し、活力ある豊かな町を目指して、自然的、歴史的及び社会的諸条件とその特性を活かした総合的な町づくり計画をすすめるための附属機関として、和東町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

2 (設置)

第2条 本町に和東町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

3 (所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、和東町総合計画の策定に関する事項について、調査及び審議をおこない、町長に答申する。

4 (組織)

第4条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 関係機関及び団体の代表者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他町長が必要と認める者

5 (役員)

第5条 審議会に会長及び副会長、それぞれ1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、和東町総合計画策定終了の日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 会長が、必要と認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてあてる。

(意見の聴取)

第9条 会長は、審議会において必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席要請することができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、和束町総合計画を担当する課（室）でおこなう。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 和束町第4次総合計画審議会委員

敬称略

区分	氏名	役職名	備考
町議会の議員	岩崎 宗雄	和束町議会 議長	
	籠島 孝幸	和束町議会 副議長	
知識経験を有する者	山下 俊介	神戸女子大学 教授	
関係機関及び団体の代表者	但馬 正一	和束町農業委員会 会長	
	大西 重孝	和束町民生児童委員協議会 会長	
	岡橋 聖舟	相楽東部広域連合教育委員会 委員長	
	中屋 良一	相楽東部広域連合社会教育委員会 議長	
	村城 利雄	和束町商工会 会長	副会長
	吉田 輝雄	(福)和束町社会福祉協議会 会長	
	桧谷 正樹	和束町消防団 団長	
	藤田 明正	京都やましろ農業協同組合和束町支店 支店長	
	前田 伴之	和束町森林組合 代表理事組合長	
	植村 茂樹	和束町老人クラブ連合会 会長	
	堀 朗	和束町集落営農推進連絡協議会 会長	
	岡田 勇	和束町身体障害者協議会 会長	会長
	馬場 正彦	和束町体育協会 会長	
奥田 和男	和束町青少年育成委員会 会長		
公募により選出された者	大西 榮太郎		
その他町長が必要と認める者	竹谷 史子		
	中尾 景子		

3 和束町第4次総合計画諮問書・答申書

○ 諮問書

2 総務第 224 号
平成22年5月25日

和束町総合計画審議会
会長 岡田 勇 様

和束町長 堀 忠 雄

和束町第4次総合計画の策定について（諮問）

和束町総合計画審議会設置条例第3条の規定に基づき、地方自治法第2条第4項に基づく基本構想の計画策定について、貴審議会に諮問します。

○ 答申書

平成23年3月4日

和束町長 堀 忠 雄 様

和束町総合計画審議会
会長 岡 田 勇

和束町第4次総合計画案について（答申）

平成22年5月25日付け2総務第224号をもって諮問のあった和束町第4次総合計画の策定について、和束町総合計画審議会設置条例第3条の規定に基づき慎重な審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

なお、計画を推進するうえで、下記の点に十分に配慮されることを要望します。

記

- 1 将来像「ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷 和束」の実現に向け、基本構想に掲げた6つの施策の基本方針を横断し、行政と住民の協働によって各施策の具現化と確実な実施に取り組むよう努められたい。
- 2 計画の実施においては、和束町固有の自然や茶文化をはじめとする歴史・文化を十分に活用し、地域特性を活かした特色のあるまちづくりに努められたい。
- 3 地方分権の推進により地方自治体の責任が重くなるなか、徹底した行財政改革を進め、住民が安全・安心して暮らせるまちづくりに努められたい。
- 4 まちづくりは人づくりであるといえることから、ふるさとに誇りを持ち、力を合わせながら様々な課題を克服し、和束町を将来にわたって担うことができる人材の育成に、これまでも増していっそう努められたい。

4 策定経緯

平成21年度

- 8月31日 第1回 和束町第4次総合計画策定委員会
・和束町第4次総合計画策定の進め方について
- 2月8日～26日 4次総合計画審議会委員（公募委員）の募集
- 2月22日 第2回 和束町第4次総合計画策定委員会
・4次総合計画審議会委員（公募委員）の募集について
・まちづくりアンケートの実施について
- 3月2日 中学生アンケート（93名）実施。86名回収。
- 3月7日～23日 一般アンケート（1,500名）実施。555名回収。

平成22年度

- 5月6日 第3回 和束町第4次総合計画策定委員会
・「和束町第4次総合計画」の策定方針（案）について
・和束町第4次総合計画審議会について
・まちづくりアンケートの結果について
・各種団体ヒアリングの進め方について
・各課等ヒアリングの進め方について
- 5月25日 第1回 和束町第4回総合計画審議会
・会長・副会長の選出、諮問、報告
・和束町第4次総合計画審議会傍聴要綱の制定
- 5月27日～6月14日 各種団体ヒアリング調査の実施
・町内19団体と2大学を対象、文書による調査
- 6月23日 第4回 和束町第4次総合計画策定委員会
・「人口推計報告書」について
・和束町第4次総合計画基本構想（骨子案）について
- 7月2日 町長、副町長ヒアリング実施

7月12日	第5回 和束町第4次総合計画策定委員会 ・和束町第4次総合計画策定 町長、副町長ヒアリング結果要旨について ・和束町第4次総合計画策定委員ヒアリング結果と事務局対応案 ・みんなで創るふるさとわづか未来プラン 和束町第4次総合計画 基本構想（庁内検討案）について
7月14日～30日	各課等ヒアリング調査の実施 ・和束町第3次総合計画達成状況について文書で調査
7月23日	各種団体ヒアリング調査 ・町内19団体を対象に懇談会を開催
7月29日	第2回 和束町第4次総合計画審議会開催 ・団体懇談会の結果について ・人口推計結果について ・和束町第4次総合計画基本構想（素案）について
9月17日	第6回 和束町第4次総合計画策定委員会 ・和束町第3次総合計画達成状況報告書について ・和束町第4次総合計画基本構想（案）について ・和束町流入人口フレームの考え方について
9月21日	各課等ヒアリング調査 ・和束町第3次総合計画達成状況について聞き取り調査
9月27日	第3回 和束町第4次総合計画審議会開催 ・和束町第3次総合計画達成状況の報告について ・和束町第4次総合計画基本構想（案）について
10月25日	第7回 和束町第4次総合計画策定委員会 ・「和束町第3次総合計画達成状況報告書」について ・和束町第4次総合計画基本構想（案）について ・和束町第4次総合計画基本計画（庁内検討用素案）について ・和束町第4次総合計画10～12月策定スケジュール（案）について
12月2日	第4回 和束町第4次総合計画審議会開催 ・和束町第4次総合計画基本計画（素案）について

12月8日	第8回 和束町第4次総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">第4回和束町第4次総合計画審議会議事録（案）について第4回和束町第4次総合計画審議会意見対応事務局（案）について和束町第4次総合計画基本構想（修正案）について和束町第4次総合計画基本計画（素案）について和束町第4次総合計画基本計画数値目標（案）についてパブリックコメントの実施について
1月4日～25日	パブリックコメント実施 <ul style="list-style-type: none">ホームページ及び主な公共施設で公開。4名から意見あり。
2月2日	第9回 和束町第4次総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">和束町第4次総合計画（案）について和束町第4次総合計画（案）に対する意見意見の概要及び意見に対する考え方
2月18日	第5回 和束町第4次総合計画審議会開催 <ul style="list-style-type: none">パブリックコメントの結果について和束町第4次総合計画（最終案）に至る12～1月の変更箇所一覧和束町第4次総合計画案に対する答申について
3月4日	和束町第4次総合計画審議会より町長へ答申

5 用語説明集

50音順

初出ページ	用語	説明
22	A L T	外国語指導助手。日本の学校における外国語授業の補助を行う助手。
31	I C T機器	コンピュータなど情報の提供・処理・表示やコミュニケーションに用いる機器全般のこと。
52	I Jターン	Iターンとは都会生まれの人が、地方に移住すること。Jターンとは地方で生まれ育った人が一度都市部で働き、その後また故郷とは違う別の地方に移住して働くこと。
66	N P O	政府・自治体や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。
13	エントランス	入り口、玄関。
23	学校評議員制度	学校の職員以外の人員が学校運営に関して意見を述べ、学校の運営を評価する制度。
19	家庭推進保育士	在宅での保育を行うため各世帯を訪問し、保育をする人材。
72	緩衝帯	野生鳥獣の住みかになりうる集落周辺の手入れ不足の人工林を間伐したり、放置竹林を整備することで、人間の居住空間と野生鳥獣のテリトリーの棲み分けを行った場所。
62	京都府モデルフォレスト運動	地域ぐるみで森林を持続させることを目標とする京都府の保全協働運動。
36	居宅介護支援事業所	居宅において介護保険で受けられる指定居宅サービスなどの紹介、いろいろなサービスの調整、サービス費にかかる費用の計算や請求などを利用者の代わりに行う事業所。
65	クリーンエネルギー	自然現象から得られ、二酸化炭素や窒素酸化物などの環境汚染物質を出さない、または排出が極めて少ないエネルギーのこと。
76	グリーンツーリズム	農山村の地域文化をありのままに活かして、来訪者の体験の場などを提供し、交流すること。
6	グローバル化	経済、文化、政治、環境問題など人の活動とその影響が、国家や地域の境界を超え、地球規模で一体化していく現象のこと。
19	子育て支援保育士	保育所を核として、地域の子育て相談、指導を促進し、地域における子育て支援機能の充実を図る人材。

初出ページ	用語	説明
40	コーディネート活動	ボランティア活動などいろいろな業務やサービスを調整して、一つにまとめ上げる活動。
86	指定管理者制度	地方公共団体が、住民サービスの向上や経費の節減などを目的に、民間事業者など指定する者に、ホール、駐車場などの公共施設の管理代行を依頼する制度。
20	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
66	新エネルギー	従来から使用されている石油、天然ガス、原子力などのエネルギーに対し、太陽、風力などの自然エネルギーのほか、木材資源や一般家庭や工場から排出される廃棄物など、その地域に存在するエネルギーのこと。
77	森林インストラクター	森や林についての知識や情報を一般人に伝え、実際に森や林を案内したり、そこでの野外活動をしたりする人材。
62	水源かん養	水源を保ち育て、河川流量を調節する森林の機能。雨水を一時に流出させず、常に一定量をたくわえるので水資源の確保や水害防止に役立つ。
82	スクラップ&ビルド	行政機構において、膨張抑制のため、組織の新設にあたっては、同等の組織の廃止を条件とすること。
87	スケールメリット	同種のもものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点。規模のメリット。
6	第六次産業	農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態。
36	地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援と介護予防の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置される。
33	ノーマライゼーション	誰もが自由に参加できる社会をめざす考え方。高齢者や障がい者が、他の人と同様に地域の中で普通に暮らせる社会が健全な社会であるという考え方。
84	パブリックコメント	まちの重要な計画などを策定していく中で、その計画の素案を公表して広く意見を求め、提出された意見などを考慮して計画などに反映させること。
37	バリアフリー	建設設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に配慮をすること。
20	ファミリー・サポート・センター	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行う制度。

初出ページ	用語	説明
54	ブロードバンド	高速な通信回線によるコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した情報サービス。具体的には光ファイバーやCATVなど。
85	まちづくり評価システム	まちづくりを進める中で、限られた資源の有効活用及び業務の効率化等にむけ、行政職員による事務事業などの内部評価や住民等による外部評価を行い、出された意見（やり方改善、統廃合・廃止など）を活用し、事務事業の見直しを図り「まちづくり」に活かすシステム。
26	マンパワー	人材。
25	ライフステージ	人間の一生をいくつかの過程に分けたものの各段階。幼年期、青年期、高齢期などもライフステージの分け方の例。
65	リデュース	廃棄物を減らすこと。
65	リユース	再使用すること。



和束町第4次総合計画

発行／和束町 総務課 平成23年3月

〒619-1295 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水14番地の2

TEL.0774-78-3001(代) FAX.0774-78-2799

URL <http://www.town.wazuka.kyoto.jp/>